令和6年江南市議会12月定例会議案目録

令和6年11月28日

議案第75号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度江南市一般会計補正予算(第4 号))	Р	3
議案第76号	人権擁護委員の推薦について	Р	16
議案第77号	損害賠償の和解及び額を定めることについて	Р	25
議案第78号	江南市職員退職手当支給条例の一部改正について	Р	28
議案第79号	江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理 者の資格等を定める条例の一部改正について	Р	33
議案第80号	江南市防災行政無線(同報系)更新工事請負契約 の締結について	Р	43
議案第81号	江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の 期間の変更について	P	45
議案第82号	令和6年度江南市一般会計補正予算(第5号)	Р	51
議案第83号	令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区 画整理事業特別会計補正予算(第2号)	Р	127
議案第84号	令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算(第 2号)	Р	137
議案第85号	令和6年度江南市水道事業会計補正予算(第2 号)	Р	149
議案第86号	令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第2 号)	Р	175
報告第12号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専 決処分について	Р	202
報告第13号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専 決処分について	Р	205

報告第1		損害賠償の和解及び額を定めることについての専 決処分について	Р	208
報告第1	5 号	和解についての専決処分について	Р	210

令和6年議案第75号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の費用について、早急に予算措置を講ずる必要があったからであります。

-	4	-	

令和6年専決第5号

令和6年度江南市一般会計補正予算(第4号)

令和6年度江南市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,285千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 34,432,739千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日専決

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款			項		補正前の額	補 正 額		額	計		
								千円			千円	千円
16 県	支	出	金					2, 618, 964		4	10, 285	2, 659, 249
				3 委		託	金	176, 341		4	10, 285	216, 626
		歳	入	合	計			34, 392, 454		4	10, 285	34, 432, 739

歳出

	款			項		補正前の額	補	正額	計
2 総	務	費				千円 3,631,961		千円 40, 285	千円 3, 672, 246
2 花	伤	其						-	
			4選	学	費	993		40, 285	41, 278
	歳	出	合	計		34, 392, 454		40, 285	34, 432, 739

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

	詩	次		補正前の予算額	補正予算額	計
16 県	支	出	金	千円 2, 618, 964	千円 40, 285	千円 2, 659, 249
歳	入	合	計	34, 392, 454	40, 285	34, 432, 739

(歳 出)

	款		補正前の予算額	補正予算額	ā†
2 総	務	費	千円 3, 631, 961	千円 40, 285	千円 3, 672, 246
歳	出 合	計	34, 392, 454	40, 285	34, 432, 739

	補	正	予	算	額	の	財	源	内	訳				
特		定		販	ł		源							
国県支出金		地	方 債		د	7	Ø	他		-	般	財	源	
千円 40, 285				=	千円				Ŧ	円				千円
40, 285														

2 歳 入

16款 県支出金

		科目	補	正	前	の	補		Œ	計
款	項	目	予	第	Ī	額	予	算	額	a I
16	県支	出金			2,	618, 964			40, 285	2, 659, 249
	3	委託金				176, 341			40, 285	216, 626
		1 総務費委託金				167, 813			40, 285	208, 098
		計			34,	392, 454			40, 285	34, 432, 739

[単位:千円]

	í	ή		説明
区	分	金	額	טענ ייט
3選 委	学		40, 285	[総務課] 衆議院議員総選挙費委託金

3 歳 出

2款 総務費 4項 選挙費

				補 〕	正予算額	の財源	内 訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 選 挙 費	993	40, 285	41, 278	40, 285				1報 酬	3, 661
								3職 員 手 当 等	8, 729
								7報 償 費	80
								8旅 費	44
								10需 用 費	4, 975
								11役 務 費	6, 182
								12委 託 料	11, 095
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	2, 722
								17備 品 購入費	2, 797

説		明
事業業		備考
事 未		1/H /5
〔選挙管理執行事業〕 ・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国氏	40, 285	
審査事業 1 報酬	3, 661	〈特定財源〉
投票管理者 投票立会人	516 999	
開票管理者 開票立会人	13 252	選挙期日 令和6年10月27日(日)
投票所会計年度任用職員 期日前投票所会計年度任用職員	1, 014 867	
3 職員手当等 投票事務従事者	8, 729 4, 624	
開票事務従事者 開票事務主任者	1, 495 510	
事務局従事者7 報償費	2, 100 80	
ポスター掲示場設置謝礼 8 旅費	44	
費用弁償 普通旅費	31 13	
10 需用費 消耗品費 ************************************	4, 975 3, 562	
参考図書 投票所用 開票所用	50 1, 000	
開宗所用 啓発用 ポスター掲示板	200 150 1, 835	
ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1, 633 127 200	
サタスト 燃料費 投票所用	57 2	
投票箱送致用 投票箱送致用 啓発用	20 35	
食糧費 大要所用	20	
印刷製本費	1, 236	
修繕料器具	100 50	
施設 11 役務費	50 6, 182	
郵便料 電話料	4, 702 12	
臨時電話架設料 選挙用機器点検手数料	5 1, 4 63	
12 委託料 ポスター掲示場設置除去委託料	11, 095 3, 408	
電話交換委託料 国民審査裁判官氏名等掲示委託料	72 275	
投票システム環境設定委託料 投票所屋外用マット設置除去委託	2, 090 347	
料		

歳出

2款 総務費 4項 選挙費

				補	正予算額	の財源	内 訳		節
目	補正前の補		正計	特定財源					
	予算額	予算額	Į.	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
計	993	40, 28	5 41, 278	40, 285					

2-4-1 選挙費 [単位:千円]

説		В	月	
事業		備	考	
廃棄備品報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	100 3, 228 1, 102 341 22 110 2, 722 3 24 302 120 205 891 643 200 106 555 13 2, 797 1, 818 979			

令和6年議案第76号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 佐口 多寿枝

生年月日

住 所

氏 名 武馬 健之

生年月日

住 所

氏 名 葛西 直示

生年月日

住 所

氏 名 河原 佳子

生年月日

住 所

氏 名 伊藤 早苗

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 古田扶三子氏、佐口多寿枝氏、宮川比佐子氏、武馬健之氏及び葛西直示氏が令和7年3月31日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

佐口多寿枝履歴

住所生年月日歴

武馬健之履歴

住 所

生年月日

学 歴

葛 西 直 示 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

河 原 佳 子 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

伊藤早苗履歴

住 所 生年月日 学 歴

(参 考)

人権 擁護委員名簿

(令和6年11月1日現在)

住 所	氏 名	生年月日	任	期
	古田扶三子		自令和 4年至令和 7年	
	武馬 健之		自令和 4年至令和 7年	
	宮川比佐子		自令和 4年 至令和 7年	
	佐口多寿枝		自令和 4年 至令和 7年	
	葛西 直示		自令和 4年至令和 7年	
	沢田富美夫		自令和 4年1 至令和 7年	
	柴田 広美		自令和 5年至令和 8年	
	大池 健弘		自令和 5年1 至令和 8年	
	高田 愛子		自令和6年至令和9年	
	仙田 桂		自令和6年至令和9年	

(参 考)

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、 若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採る とともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

- 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。
- 2 (略)
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、 教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の 団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員 の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなけ ればならない。

4及び5 (略)

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、 人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除 く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 (略)

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和6年議案第77号

損害賠償の和解及び額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、令和5年5月9日、江南市立 小学校において、 児童が委員会活動中の作業で左眼球を負傷する事故が発生したことにより、市に損害 賠償義務が生じたからであります。

和 解 及 び 賠 償 金 調 書

事故発生日時	令和5年	5月9日 午後3時頃		
事故発生場所	江南市	番地(江南市立	小学校)	
当 事 者(甲)	相手方	甲1 (市内在住児童)、甲2 (父親)、	甲3(母親)	
J 7 1 (1)		(以下、3名を「甲ら」という。)		
当事者(乙)	江南市	江南市長 澤田 和延		
	環境美化委員会の活動として、甲1がねじり鎌を使用して学			
	校敷地内の校訓碑付近で除草作業中、ねじり鎌の刃が植え込み			
事故の状況	の石にあたり、飛んできた破片が左目に入り負傷した。			
		の傷害が生じ、	が残存し	
	た。			
	1. 乙は甲	11に対し、本件事故により甲1に生じた	一切の人身損	
	害に関し	し、既払金を除き17,956,432円]の支払義務あ	
	ることを認め、これを江南市議会において同意の議決がなさ			
	れた日から1ヶ月以内に銀行口座に振り込む方法で支払う。			
	2. 甲らと乙は本件事故の経緯及び本合意に関し、SNSへの投			
 和解の内容	稿その作	也手段の如何を問わず、正当な理由なく	第三者に漏示、	
	口外した	ないことを確約する。		
	3. 甲ら及	び乙は、本示談が江南市議会の議決を得	^最 ることを停止	
	条件と	けるものであることを相互に確認する。		
	4. 甲らに	はその余の請求を放棄し、甲ら及び乙は、	甲1乙間、甲	
	2乙間、	甲3乙間には示談書に定めるもののほか	か、何らの債権	
	債務の	ないことを相互に確認する。		
賠 償 金 額	金 17,	956,432円		

 江南市立	小学校 事故現場説明凶

令和6年議案第78号

江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)による雇用保険法(昭和49年法律第106号)の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(案)

江南市職員退職手当支給条例(昭和38年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第9項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江南市職員退職手当支給条例第10条第9項(第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した江南市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員(同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表

新	Iβ			
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)			
第10条 (略)	第10条 (略)			
2~8 (略)	2~8 (略)			
9 第1項、第3項及び第5項から前項までに	9 同左			
定めるもののほか、第1項又は第3項の規				
定による退職手当の支給を受けること				
ができる者で次の各号の規定に該当す				
るものに対しては、それぞれ当該各号に				
掲げる金額を、退職手当として、雇用保				
険法の規定による技能習得手当、寄宿手				
当、傷病手当、就業促進手当、移転費又				
は求職活動支援費の支給の条件に従い				
支給する。				
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3) $ (略)			
(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保	(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56			
険法第56条の3第3項に規定する就業	条の3第3項に規定する就業促進手当			
促進手当の額に相当する金額	の額に相当する金額			
(5)及び(6) (略)	(5)及び(6) (略)			
10及び11 (略)	10及び11 (略)			
12 第9項第4号に掲げる退職手当の支給	12 第9項第4号に掲げる退職手当の支給			
があったときは、第1項、第3項又は第9項	があったときは、第1項、第3項又は第9項			
の規定の適用については、雇用保険法第	の規定の適用については、 <u>次の各号に掲</u>			
56条の3第1項第1号に該当する者に係る	げる退職手当ごとに、当該各号に定める			
就業促進手当について同条第4項の規定	日数分の第1項又は第3項の規定による			
により基本手当を支給したものとみな	退職手当の支給があったものとみなす。			
される日数に相当する日数分の第1項又				
は第3項の規定による退職手当の支給が				
あったものとみなす。				
	<u>(1)</u> 雇用保険法第56条の3第1項第1号			

新 旧

> に相当する退職手当 当該退職手当 の支給を受けた日数に相当する日数 (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号 口に該当する者に係る就業促進手当 に相当する退職手当 当該就業促進 手当について同条第5項の規定により 基本手当を支給したものとみなされ

イに該当する者に係る就業促進手当

 $13 \sim 15$ (略)

附則

- |6 令和9年3月31日以前に退職した職員に||6 令和7年3月31日以前に退職した職員に 対する第10条第8項の規定の適用につい ては、同項中「第28条まで」とあるのは 「第28条まで及び附則第5条」とし、同項 第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に 規定する厚生労働省令で定める理由に より就職が困難な者であって、同法第24 条の2第1項第2号に掲げる者に相当する 者として市長が規則で定める者に該当 し、かつ、市長が同項に規定する指導基 準に照らして再就職を促進するために 必要な職業安定法第4条第4項に規定す る職業指導を行うことが適当であると 認めたもの」とあるのは「
 - イ 雇用保険法第22条第2項に規定す る厚生労働省令で定める理由によ り就職が困難な者であって、同法第 24条の2第1項第2号に掲げる者に相 当する者として市長が規則で定め る者に該当し、かつ、市長が同項に

 $13 \sim 15$ (略)

る日数に相当する日数

附則

- 対する第10条第8項の規定の適用につい ては、同項中「第28条まで」とあるのは 「第28条まで及び附則第5条」とし、同項 第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に 規定する厚生労働省令で定める理由に より就職が困難な者であって、同法第24 条の2第1項第2号に掲げる者に相当する 者として市長が規則で定める者に該当 し、かつ、市長が同項に規定する指導基 準に照らして再就職を促進するために 必要な職業安定法第4条第4項に規定す る職業指導を行うことが適当であると 認めたもの」とあるのは「
 - イ 雇用保険法第22条第2項に規定す る厚生労働省令で定める理由によ り就職が困難な者であって、同法第 24条の2第1項第2号に掲げる者に相 当する者として市長が規則で定め る者に該当し、かつ、市長が同項に

新

旧

規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法 附則第5条第1項に規定する地域内 に居住し、かつ、市長が同法第24条 の2第1項に規定する指導基準に照 らして再就職を促進するために必 要な職業安定法第4条第4項に規定 する職業指導を行うことが適当で あると認めたもの(アに掲げる者を 除く。)

」とする。

規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法 附則第5条第1項に規定する地域内 に居住し、かつ、市長が同法第24条 の2第1項に規定する指導基準に照 らして再就職を促進するために必 要な職業安定法第4条第4項に規定 する職業指導を行うことが適当で あると認めたもの(アに掲げる者を 除く。)

」とする。

令和6年議案第79号

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一 部改正について

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)による水道法施行令(昭和32年政令第336号)等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例(案)

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成24年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の十木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若し くは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若し くは」を「おいて土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水 道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「者」 の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」 を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学にお いて機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水 道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」 に改め、「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者に限る。) | を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「(次号において「短 期大学等」という。)」を加え、「(当該学科目を修めて」を「後(」に、「を修了し た場合を含む。)後」を「にあっては、修了した後。次号において同じ。)」に、「水 道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第8号中「もの」を「者」に、「水 道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの(6月以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第10号とし、同条 第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を 「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」 の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号 とし、同条第6号中「に規定する学校を卒業した者」を「の卒業者」に、「1年以上、」 を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有 するもの(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月

以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて 卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- 第3条第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて 卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- 第3条に次の1号を加える。
- (11)建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の 規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上 水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- 第4条第1号を次のように改める。
- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「(当該学科目を修めて」

を「後(」に、「を修了した場合を含む。)後」を「にあっては、修了した後)」に、「の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「に規定する学校を卒業した者」を「の卒業者」に改め、同条第6号中「水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号に規定する登録講習」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7)技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1 級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有するもの

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一 部を改正する条例(案)の新旧対照表

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資 第3条 同左 格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) による大学(短期大学を除く。以下同 じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388 号)による大学において土木工学科又 はこれに相当する課程を修めて卒業 した後、3年以上水道、工業用水道、下 水道、道路又は河川(以下この条にお いて「水道等」という。)に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者 (1年6月以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者に限 <u>る。</u>)
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学 令による大学において機械工学科若 しくは電気工学科又はこれらに相当 する課程を修めて卒業した後、4年以 上水道等に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者(2年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法 による専門職大学の前期課程(以下 「専門職大学前期課程」という。)を含 む。) 若しくは高等専門学校又は旧専 門学校令(明治36年勅令第61号)によ

旧

(布設工事監督者の資格)

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) による大学(短期大学を除く。以下同 じ。)の土木工学科若しくはこれに相 当する課程において衛生工学若しく は水道工学に関する学科目を修めて 卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅 令第388号)による大学において土木 工学科若しくはこれに相当する課程 を修めて卒業した後、2年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験 を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学 科又はこれに相当する課程において 衛生工学及び水道工学に関する学科 目以外の学科目を修めて卒業した後、 3年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法 による専門職大学の前期課程(以下 「専門職大学前期課程」という。)を含 む。)若しくは高等専門学校又は旧専 門学校令(明治36年勅令第61号)によ

新

旧

る専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (4) 短期大学等において機械科若しく は電気科又はこれらに相当する課程 を修めて卒業した後、6年以上水道等 に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者(3年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有す る者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しく は電気科又はこれらに相当する課程 を修めて卒業した後、8年以上水道等 に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者(4年以上水道に関する

る専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

新 旧

技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第 6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事

- (5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する学校を 卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生 工学若しくは水道工学に関する課程 を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関 する専攻を修了した後、第1号に規定 する学校を卒業した者にあっては1年 以上、第2号に規定する学校を卒業し た者にあっては2年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有す る者
- (7) 外国の学校において、第1号<u>若しく</u> は第2号に規定する課程及び学科目又 は第3号若しくは第4号に規定する課程 程に相当する課程又は学科目を、それ ぞれ当該各号に規定する学校におい て修得する程度と同等以上に修得し た後、それぞれ当該各号に規定する最 低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者

新

旧

した経験を有する者に限る。)

- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号) 第4条第1項の規定による第2次試験の うち上下水道部門に合格した者(選択 科目として上水道及び工業用水道を 選択した者に限る。)であって、1年以 上水道等に関する技術上の実務に従 事した経験を有するもの(6月以上水 道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者に限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第 273号) 第34条第1項及び第2項の規定 による土木施工管理に係る1級の技術 検定に合格した者であって、3年以上 水道等に関する技術上の実務に従事 した経験を有するもの(1年6月以上水 道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項の条例で定める資 第4条 同左 格は、次のとおりとする。
 - (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定 する学校において土木工学科若しく は土木科又はこれらに相当する課程 を修めて卒業した後(専門職大学前期 課程にあっては、修了した後)、同条第 1号に規定する学校を卒業した者につ いては3年以上、同条第3号に規定する 学校を卒業した者(専門職大学前期課 程にあっては、修了した者)について は5年以上、同条第5号に規定する学校

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第 4条第1項の規定による第2次試験のう ち上下水道部門に合格した者(選択科 目として上水道及び工業用水道を選 択したものに限る。)であって、1年以 上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

(1) 前条の規定により布設工事監督者 たる資格を有する者

新

を卒業した者については7年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上、が道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者でも学校を卒業した者である学校を卒業した者である学校を容別において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校を

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実

卒業した者については9年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験 を有する者

新

- (5) 外国の学校において、<u>第1号若しく</u> <u>は第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規 定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞ れ当該各号に規定する学校において 修得する程度と同等以上に修得した 後、それぞれ当該各号<u>の卒業者</u>ごとに 規定する最低経験年数以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を 有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録 を受けた者が行う水道の管理に関す る講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による 第2次試験のうち上下水道部門に合格 した者(選択科目として上水道及び工 業用水道を選択した者に限る。)であ って、1年以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び 第2項の規定による土木施工管理に係 る1級の技術検定に合格した者であっ て、3年以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有するもの

務に従事した経験を有する者

旧

- (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>と、それぞれ当該 各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業 した者ごとに規定する最低経験年数 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 水道法施行規則(昭和32年厚生省 令第45号)第14条第3号に規定する登 録講習の課程を修了した者

令和6年議案第80号

江南市防災行政無線(同報系)更新工事請負契約の締結について

令和6年10月30日一般競争入札に付した江南市防災行政無線(同報系)更新工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

1 契約の目的 江南市防災行政無線(同報系) 更新工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 金440,121,000円

4 契約の相手方 名古屋市名東区香流3丁目1013番地

a n d 株式会社名古屋支店

支店長 大平 徳和

提案理由

この案を提出するのは、江南市防災行政無線(同報系)更新工事を施工するため、必要があるからであります。





仮 契 約 書

1 工 事 名 江南市防災行政無線(同報系)更新工事

2 工事場所 江南市全域

3 工 期 自 本契約成立の翌日

至 令和8年3月17日

4 契約金額

金440,121,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金40,011,000 円

5 契約保証金 公共工事履行保証証券による保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者and株式会社名古屋支店 との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実に これを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が 記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和6年11月6日

発注者 江南市

市長

澤田



受注者

全加条名古展市在本区的流河第1013条地 and株式全球名苏屋支店 大店天

令和6年議案第81号

江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更について

令和3年江南市議会12月定例会において原案可決された議案第92号「江南市立 児童厚生施設に係る指定管理者の指定について」中、指定の期間を下記のとおり変更 することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の 規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

1 変更前の指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 変更後の指定の期間 令和4年4月1日から令和8年6月30日まで

提案理由

この案を提出するのは、新たに整備される児童厚生施設(児童館)が令和8年7月 供用開始予定のため、現行の指定の期間を変更する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立古知野児童館及び藤ケ丘児童館の管理及び運営に 関する変更協定書(案)

江南市と特定非営利活動法人キッズサポート江南(以下「指定管理者」という) は、令和4年3月10日付けで締結した江南市立古知野児童館及び藤ケ丘児童館の 管理及び運営に関する協定書(以下「原協定書」という。)の一部を次のとおり変更 する協定を締結する。

(指定期間等)

第1条 原協定書第4条中、「令和7年3月31日まで」を「令和8年6月30日まで」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、令和8年度の会計年度は、令和8年4月1日から同年6月30日までとする。

(事業報告書等)

第2条 原協定書第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、令和8年度は、前項に規定する事業報告書の提出をもって四半期総括 書の提出に代えるものとする。

(指定管理料の額)

第3条 原協定書第16条第1項中「金76,473,000円」を「金109,829,000円」に改める。

(指定管理料の支払額の内訳)

第4条 原協定書第16条第2項中、別紙1及び別紙2を別添のとおり改める。

本協定を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者がそれぞれ記名押 印の上、各1通を保有する。

なお、本協定書に定めるものを除き、令和4年3月10日付けの協定書による。

年 月 日

江 南 市

市長 澤田 和 延

指定管理者

江南市古知野町小金87番地 特定非営利活動法人キッズサポート江南 理事長 滝 正 直

【別紙1】

江南市立古知野児童館及び藤ケ丘児童館指定管理料支払額内訳表

令和4年度~令和8年度

指定管理料総額 金109,829,000円

令和4年度指定管理料	1/4半期	6,372,000円
	2/4半期	6,372,000円
25,491,000円	3/4半期	6,372,000円
	4/4半期	6,375,000円
令和5年度指定管理料	1/4半期	6,372,000円
25, 491, 000円	2/4半期	6,372,000円
23, 431, 000	3/4半期	6,372,000円
	4/4半期	6,375,000円
令和6年度指定管理料	1/4半期	6,372,000円
25, 491, 000円	2/4半期	6,372,000円
23, 491, 000	3/4半期	6,372,000円
	4/4半期	6,375,000円
令和7年度指定管理料	1/4半期	6,647,000円
26,590,000円	2/4半期	6,647,000円
20, 000, 000,	3/4半期	6,647,000円
	4/4半期	6,649,000円
令和8年度指定管理料		
6,766,000円		6,766,000円
3, 730, 000		

【別紙2】

江南市立古知野児童館及び藤ケ丘児童館指定管理料のうち修繕費の内訳

年度	指定管理料のうち修繕費
令和4年度	300,000円
令和5年度	300,000円
令和6年度	300,000円
令和7年度	300,000円
令和8年度	75,000円

-	50	-	

令和6年議案第82号

令和6年度江南市一般会計補正予算(第5号)

令和6年度江南市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 284,225千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 34,716,964千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

	款				項			補正前の額	補正額	計
								千円	千円	千円
1市		税						13, 151, 471	165, 000	13, 316, 471
			1市		民		税	6, 219, 438	165, 000	6, 384, 438
15 国	庫 支 出	金						5, 869, 443	201, 897	6, 071, 340
			1国	庫	負	担	金	3, 771, 556	201, 897	3, 973, 453
16 県	支 出	金						2, 659, 249	36, 667	2, 695, 916
			1 県	負	1	担	金	1, 680, 443	35, 836	1, 716, 279
			2 県	補	j	助	金	752, 036	831	752, 867
18 寄	附	金						29, 568	52, 695	82, 263
			1 寄		附		金	29, 568	52, 695	82, 263
19 繰	入	金						533, 207	△155, 036	378, 171
			1基	金	繰	入	金	532, 926	△155, 036	377, 890
21 諸	収	入						1, 489, 223	602	1, 489, 825
			5 雑	_			入	1, 241, 563	602	1, 242, 165
22 市		債						906, 400	△17, 600	888, 800
			1市				債	906, 400	△17, 600	888, 800
	歳	入	合	計				34, 432, 739	284, 225	34, 716, 964

歳出

	款				項			補正前の額	補	正額	計
								千円		千円	千円
1議	会	費						257, 320		148	257, 468
			1議		会		費	257, 320		148	257, 468
2 総	務	費						3, 672, 246		△388	3, 671, 858
			1 総	務	管	理	費	2, 979, 471		10, 760	2, 990, 231
			2 徴		税		費	424, 083		△8, 162	415, 921
			3戸第	鲁住月	え基ス	ト台す	長費	206, 533		△3, 455	203, 078
			6 監	査	委	員	費	19, 499		469	19, 968
3 民	生	費						17, 526, 591		147, 544	17, 674, 135
			1 社	会	褔	祉	費	8, 526, 752		138, 789	8, 665, 541
			2 児	童	褔	祉	費	6, 738, 792		△42, 861	6, 695, 931
			3 生	活	保	護	費	2, 240, 130		51, 616	2, 291, 746
4 衛	生	費						2, 960, 886		148, 809	3, 109, 695
			1 保	健	衛	生	費	1, 091, 902		168, 618	1, 260, 520

	款			I	頁			補正前の額	補	正額	計
								千円		千円	千円
			2清		掃		費	1, 867, 848		△19, 889	1, 847, 959
			3 上	水	違	<u></u>	費	1, 136		80	1, 216
5 労	働	費						124, 358		△10	124, 348
			1 労		働		費	124, 358		△10	124, 348
6 農	林 水 産	業費						220, 289		△2, 517	217, 772
			1農		業		費	220, 287		△2, 517	217, 770
7商	エ	費						403, 946		△2, 510	401, 436
			1商		エ		費	403, 946		△2, 510	401, 436
8 ±	木	費						2, 540, 341		△43, 460	2, 496, 881
			1 ±	木	管	理	費	190, 048		998	191, 046
			2 道	路 橋	Ŋ J	ょう	費	739, 656		△31, 451	708, 205
			3 河		Ш		費	245, 672		△5, 044	240, 628
			4 都	市	計	画	費	747, 418		△3, 907	743, 511
			6下	水	違	直	費	602, 756		△4, 056	598, 700
9 消	防	費						1, 168, 856		29, 685	1, 198, 541
			1消		防		費	1, 168, 856		29, 685	1, 198, 541
10 教	育	費						3, 027, 578		6, 924	3, 034, 502
			1 教	育	総	務	費	453, 735		3, 889	457, 624
			2 小	学	杉	交	費	606, 335		2, 522	608, 857
			3 中	学	杉	 交	費	373, 805		△51	373, 754
			4 社	会	教	育	費	601, 562		5, 997	607, 559
			5 保	健	体	育	費	992, 141		△5, 433	986, 708
	歳	出	合	計				34, 432, 739		284, 225	34, 716, 964

第2表 繰越明許費補正

[単位:千円]

款	項		事 業	名		金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育園改	修(空	調設備)	事業	62, 106
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 車	両 更	新等	事 業	24, 162

第3表 債務負担行為補正

[単位:千円]

事項	期間	限度額
(仮称) 多世代交流プラザ整備事業	令和6年度~令和8年度	1, 029, 078
児童館((仮称) 多世代交流プラザ) 整備事業	令和6年度~令和8年度	604, 380
古 知 野 児 童 館 及 び 藤 ケ 丘 児 童 館 指 定 管 理 料	令和6年度~令和8年度	33, 356
ト レ ー ニ ン グ 室 等 管 理 委 託 料	令和6年度~令和9年度	80, 850
北部学校給食センター調理委託料	令和6年度~令和7年度	27, 180

[単位:千円]

	事項						変	更	前			変	E	後						
			₹	₱		項			期	間	限	度	額	期	間	限	度	額		
١	防	災	行	政	無	線	改	修	事	業	令和 6 令和 7	年度~		499	, 657	令和 6 令和 7	年度 ~ 年度		452	, 001

第4表 地方債補正

[単位:千円]

	補		正	前	補	正	後	
起債の目的	限 度 額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
保育園空調設備改修事業	51, 700	普通貸借	4.0%に対し借る金方体以だ見式入府び共融内、直でれ資地団機	借日置含年還、都り入か期め以た財合据	107, 500	補正	補がし	補前に
道路長寿命化事業	103, 900	証券 発行	構つ率したい該直利資いのを後て利し率金、見行によ率後に利直っお当見の	期償を又償くにすが間還短は還は借るで及期に繰も低換こさび限、上し利えと。	30, 500	削 同 じ	削しし	削しし
計	906, 400				888, 800			

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括

(歳 入)

	款			補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
1 市			税	千円 13, 151, 471	千円 165,000	千円 13, 316, 471
15 国	庫 支	出	金	5, 869, 443	201, 897	6, 071, 340
16 県	支	出	金	2, 659, 249	36, 667	2, 695, 916
18 寄	附		金	29, 568	52, 695	82, 263
19 繰	入		金	533, 207	△155, 036	378, 171
21 諸	収		入	1, 489, 223	602	1, 489, 825
22 市			債	906, 400	△17, 600	888, 800
歳	入台	을 計	+	34, 432, 739	284, 225	34, 716, 964

(歳 出)

	款		補正前の予算額	補正予算額	請 †
1 議	会	費	千円 257, 320	千円 148	千円 257, 468
2 総	 務	費	3, 672, 246	△388	3, 671, 858
3 民	生	費	17, 526, 591	147, 544	17, 674, 135
4 衛	生	費	2, 960, 886	148, 809	3, 109, 695
5 労	働	費	124, 358	Δ10	124, 348
6 農	林 水 産	業費	220, 289	△2, 517	217, 772
7 商	エ	費	403, 946	△2, 510	401, 436
8 ±	木	費	2, 540, 341	△43, 460	2, 496, 881
9 消	防	費	1, 168, 856	29, 685	1, 198, 541
10 教	育	費	3, 027, 578	6, 924	3, 034, 502
歳	出 合	計	34, 432, 739	284, 225	34, 716, 964

	補正	予 算 額	の財	源	内 訳		
特	定	財	源				
国 県 支 出 金	地	方 債	7	Ø	他	— 般	財 源
千円		千円			千円		千円 148
					246		△634
146, 506		55, 800			519		△55, 281
91, 227							57, 582
							△10
							△2, 517
831							△3, 341
		△73, 400					29, 940
					51, 877		△22, 192
					655		6, 269
238, 564		△17, 600			53, 297		9, 964

2 歳 入

1 款 市税 1 8 款 寄附金

15款 国庫支出金 16款 県支出金

		科目	補正	前の	補	正	=1
款	項	目	予算	額	予	算 額	計
1	市税			13, 151, 471		165, 000	13, 316, 471
	1	市民税		6, 219, 438		165, 000	6, 384, 438
		2 法人		596, 433		165, 000	761, 433
15	国庫	支出金		5, 869, 443		201, 897	6, 071, 340
	1	国庫負担金		3, 771, 556		201, 897	3, 973, 453
		1 民生費国庫負担金		3, 723, 064		110, 670	3, 833, 734
		2 衛生費国庫負担金		47, 520		91, 227	138, 747
16	県支	出金		2, 659, 249		36, 667	2, 695, 916
	1	県負担金		1, 680, 443		35, 836	1, 716, 279
		1 民生費県負担金		1, 679, 224		35, 836	1, 715, 060
	2			752, 036		831	752, 867
		7 商工費県補助金				831	831
18	寄附	金		29, 568		52, 695	82, 263
	1	寄附金		29, 568		52, 695	82, 263
		1 総務費寄附金		29, 568		299	29, 867
		2 民生費寄附金				519	519

	分 金 額			=44	
区	分	金	額	説	明
1 現 年 [課 税 分	1	65, 000	[税務課] 法人税割	
1 社 会 ?	福祉費 坦金		71, 670	[ふくし支援課] 障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費負担金	39, 661 32, 009
3生活作	保護費 坦 金		39, 000	[ふくし支援課] 生活保護医療扶助費負担金	
1保健行	新 生 費 坦 金			[健康づくり課] 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	
			05.000		
1 社会	温祉 賞 担 金		35, 836	[ふくし支援課] 障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費負担金	19, 831 16, 005
	工 費助 金		831	[商工観光課] げんき商店街推進事業費補助金 1,663,000円×1/2	
1総務1	管理費		299	[市民サービス課]	
寄	附 金			寄附金	
1児童 ² 寄	福祉費附金		519	[こども未来課] 寄附金 [子育て支援課] 寄附金	408 111

歳 入

18款 寄附金 22款 市債

19款 繰入金

2 1款 諸収入

		科目	補	正育	前の		裤	Ħ		正	÷Τ
款	項	目	予	算	額]	5	算	額	計
		3 消防費寄附金								51, 877	51, 877
19 #	繰入	金 金			533,	207				△155, 036	378, 171
	1	基金繰入金			532,	926				△155, 036	377, 890
		1 基金繰入金			532,	926				△155, 036	377, 890
21	諸収	入			1, 489,	223				602	1, 489, 825
	5	雑入			1, 241,	563				602	1, 242, 165
		2 雑入			1, 181,	585				602	1, 182, 187
22 ī	市債				906,	400				△17, 600	888, 800
	1	市債			906,	400				△17, 600	888, 800
		2 民生債			298,	300				55, 800	354, 100
		5 土木債			167,	600				△73, 400	94, 200
		計		3	34, 432,	739				284, 225	34, 716, 964

		節			説	明
区	3	分	金	額	机	91
1 消	防 附	費金		51, 877	[消防総務課] 寄附金 [消防署] 寄附金	41, 483 10, 394
1 基	入	金金	Δ	155, 036	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11 雑		入		602	[防災安全課] 人件費負担金 [学校給食課] 学校給食用コンテナ転倒事故和解金 [生涯学習課]	△53 20
					建物総合損害共済災害共済金	635
2 児 i	童福礼	上債		55, 800	[こども未来課] 保育園空調設備改修事業債	
1 道 橋 「	りょう	路	2	∆73, 400	[土木課] 道路長寿命化事業債	

3 歳 出

1款 議会費 1項 議会費

				補	正予算額	の財源	内訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1議会費	257, 320	148	257, 468				148	2給 料	△263
								3職 員 手 当 等	648
								4共 済 費	△237
計	257, 320	148	257, 468				148		

2款 総務費 1項 総務管理費

						*	補正	三予 算 額	の財源	内 訳		節	ī	
目	補正前の	補	į	言	:			特定財源						
	予 算 額	予	算 額	Į		国 県 支出金		地方債	その他	一般財源	区	分	金額	額
1 秘 書 人 事 費	657, 664		23, 20	5 68	0, 869					23, 205	2給	料	△5, 997	7
八爭貝											3職 手:	員 当 等	44, 211	I
											4共 :	済 費	△15, 009)

1-1-1 議会費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
【人件費等】 2 給料 一般職給 3 職員手養等 技域手等 地域手等 也居手当当 直動門外對等 期款是手当 時期,數十多	134 △263 648 262 △1 △532 24 744 △51 △68 270 △251	
[涉外·議員活動事業] ·涉外事業 4 共済費 社会保険料等	14	

2-1-1 秘書人事費 [単位:千円]

	説	明		
事	業	備	考	
【人件費等】 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 技養手当 地域手当 也居手当 時間外当 期之 時間外 動時 期之 東 東 東 東 東 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	23, 537 △5, 997 44, 211 △443 △672 △427 162 △55 607 △1, 096 △1, 221 47, 600 △240 △4			

歳出

2款 総務費 1項 総務管理費

				補〔	正予算額	の財源	内 訳	節	i
目		補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額
2 企 画 費	807, 552	△20, 895	786, 657				△20, 895	2給 料	△12, 671
								3職 員 手 当 等	△4, 528
								4共 済 費	△3, 696
3 市 民 生活費	35, 846	177	36, 023			299	△122	4共 済 費	△175
± // X								10需 用 費	352
5財政費	774, 010	3, 989	777, 999				3, 989	2給 料	2, 263
								3職 員 手当等	1, 187

2-1-1 秘書人事費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
4 共済費 職員共済組合負担金 地方公務員災害補償基金負担金 社会保険料等 労働保険料	△14, 677 △2, 560 85 △11, 719 △483	
[人事管理事業] - 会計年度任用職員配置事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△316 △306 △10	
【広報事業】 4 共済費 社会保険料等	△16	
[人件費等] 2 給料 —般職給 3 職員手当等 管理職手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 動助手 4 共済費 職員共済組合負担金	△20, 895 △12, 671 △4, 528 △153 △770 △21 △371 1, 756 △2, 622 △2, 347 △3, 696	
「布袋ふれあい会館維持運営事業〕・布袋ふれあい会館維持事業10 需用費修繕料施設	352	補正後740,000円—補正前388,000円
〔消費生活事業〕 ・消費生活啓発事業		(財源更正) 〈特定財源〉 そ 299千円 寄附金
[市民相談事業] ·市民相談員事業 4 共済費 社会保険料等	△175	
【 人件費等 】 2 給料 一般職給	3, 989 2, 263	
3 職員手当等 管理職手当	1, 187 152	

歳出

2款 総務費 1項 総務管理費

				補〔	正予算額	[の財源	内 訳	節	i
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
								4共済費	539
6 行 政 事務費	299, 864	Δ2, 081	297, 783				△2, 081	2給 料	△1, 947
7 50								3職 員 手 当 等	559
								4共済費	△858
								7報 償 費	165
8 防 災 安 全 費	225, 961	11, 854	237, 815			△53	11, 907	2給 料	4, 885
安全費								3職 員 手 当 等	2, 794
								4共 済 費	1, 446
								14工 事 請負費	2, 039
								18負担金、 補助及び 交 付 金	690

2-1-5 財政費 [単位:千円]

説		明		
事業		備	考	
扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 4 共済費 職員共済組合負担金	72 149 40 △661 842 593 539			
「人件費等」 2 給料 一般職給 3 職 一般職等 手当職等 手理養域居等 地住通過時期末手手当 動力 等費 期別 を 事費 4 共	△2, 206 △1, 947 559 595 △292 △98 231 △32 △203 506 △152 4 △818 △27			
〔固定資産評価審査委員会事業〕 7 報償費 弁護士謝礼	165			
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域居手当等 性居手当等 地域居手当 通前門外手手当 期末就手手当 別定 上方 職員共済組合負担金	9, 220 4, 885 2, 794 312 312 168 75 △402 1, 230 859 240 1, 541			

歳出

2款 総務費 1項 総務管理費

				補	正予算額	の財源	内訳	節	ī						
目		補 正	補 正	補正	補正	補正	補 正	補 正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額						
9 会 計 管 理 費	87, 449	△5, 489	81, 960				△5, 489	2給 料 3職 当 員等 4共 済 費	△1, 548 △3, 014 △927						
計	2, 979, 471	10, 760	2, 990, 231			246	10, 514								

2-1-8 防災安全費 [単位:千円]

事 業 (備 考 【自主防災組織運営事業】 ・自主防災組織資機材助成事業 18 負担金、補助及び交付金 自主防災組織資機材等助成金 【防災行政無線整備等事業】 ・防災行政無線改修事業 ・防災行政無線改修事業 ・交通安全対策事業 4 共済費 社会保険料等 100 【交通安全施設整備事業 14 工事請負費 道路照明灯工事費 【放置自転車対策事業 14 工事請負費 道路照明灯工事費 【放置自転車対策事業 14 大済費 ・放置自転車対策事業 1 共済費 ・放置自転車対策事業 1 大分表 分別保険料	明	説	説
自主防災組織運営事業			
- 自主防災組織資機材的成事業 18 負担金、補助及び交付金 自主防災和総資機材等助成金 【防災行政無線整備等事業】 - 防災行政無線を備等事業 - 防災行政無線で修事業 - 下交通安全対策事業 - 大済費 - 社会保険料等 - 100 【交通安全施設整備事業 - 大済費 - 大通安全施設整備事業 - 大清費 - 直路照明灯工事費 - 直路照明灯工事費 - 上事請負費 - 工事請負費 - 上事請負費 - 大海費 - 大海製 - 大	備考	•	事業業
 ・防災行政無線改修事業 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★ (責務負担行為 限度額 変更後 452,001千円 変更前 499,657千円 「交通安全指導事業 4 共済費 4 共済費 100 「交通安全施設整備事業 14 工事請負責 道路照明灯工事費 「放置自転車対策事業 4 共済費 4 共済費 4 共済費 4 共済費 4 共済費 18 負担金、補助及び交付金 特殊詐欺防止用電話機器購入費補 18 負担金、補助及び交付金 特殊詐欺防止用電話機器購入費補 18 (長和公司) 「人件費等) 2 給料 - 股職給 3 職員手当等 △3,014 长養手当 人3,014 长養手当 人4,015 			・自主防災組織資機材助成事業18 負担金、補助及び交付金
限度額 変更後 452,001千円 変更前 499,657千円 で変更			[防災行政無線整備等事業] · 防災行政無線改修事業
・交通安全指導事業 4 共済費 人78	限度額 変更後 452,001千円		
社会保険料等		22	• 交通安全指導事業
・交通安全施設整備事業 14 工事請負費 補正後4,655,000円ー補正前2,616,000円 「放置自転車対策事業] △117 ・放置自転車対策事業 △101 分働保険料 4 共済費 △16 「防犯対策事業] 200 ・防犯対策事業 am正後500,000円ー補正前300,000円 「人件費等] △5,489 2 給料 △1,548 一般職給 3職員手当等 公3,014 大養手当			社会保険料等
- 放置自転車対策事業	補正後4,655,000円一補正前2,616,000円	2, 039	· 交通安全施設整備事業 14 工事請負費
社会保険料等		Δ117	• 放置自転車対策事業
・防犯対策事業 18 負担金、補助及び交付金 特殊詐欺防止用電話機器購入費補 助金 補正後500,000円ー補正前300,000円 【人件費等】			社会保険料等
2 給料 △1,548 一般職給 3 職員手当等 △3,014 大養手当 △798			防犯対策事業18 負担金、補助及び交付金特殊詐欺防止用電話機器購入費補
3 職員手当等			2 給料
地域手当 △140 住居手当 168 通勤手当 △444 時間外勤務手当 △200 期末手当 △554 勤勉手当 △506 児童手当 △540 4 共済費 △927 職員共済組合負担金		△798 △140 168 △444 △200 △554 △506 △540	 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 明末手当 勤勉手当 児童手 4 共済費

歳 2款 **総務費** 2項 **徴税費**

				補〔	正予算額	[の財源	内 訳	節	Ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1税務費	261, 553	335	261, 888				335	2給料	445
								3職 員手当等	△403
								4共 済 費	293
2 収納費	162, 530	△8, 497	154, 033				△8, 497	2給 料	△4, 837
								3職 員手当等	△2, 329
								4共済費	△1, 331
計	424, 083	△8, 162	415, 921				△8, 162		

2-2-1 税務費 [単位:千円]

	説	明	
事	業	備	考
[人件費等] 2 給料 一段等等 3 職 一手理職等 一時期數 一時,一時,一時,一時,一時,一時,一時,一時,一時,一時,一時,一時,一時,一	568 445 △403 747 501 101 △130 △270 △753 340 △1,002 60 3 526		
【個人賦課事業】 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△233 △219 △14		
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職 一般当等 当時期間, 一般對等 一般對等 一般對等 一般對等 一般對等 一般對 一般對等 一般對	△8, 497 △4, 837 △2, 329 △858 △341 86 534 △434 △796 △520 △1, 331 △1, 320 △1, 320		

歳出

2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費

				補〔	正予算額	飲	ī		
	補正前の	補 正	計		特定財源				
	予算額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金		(11)			
1戸籍	206, 533	△3, 455	203, 078				△3, 455	2給料	△2, 526
1 戸 籍 住								3職 員 手当等	171
								4共済費	△1, 100
計	206, 533	△3, 455	203, 078				△3, 455		

2款 総務費 6項 監査委員費

				補〔	正予算額	で 財源	内 訳	節	i
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 監 査 委員費	19, 499	469	19, 968				469	2給料	268
女貝貝								3職 員 手 当 等	163
								4共済費	38
計	19, 499	469	19, 968				469		

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位:千円]

	説	明	
事	業	備	考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 住居手当 住居手当 通勤手当 時間外勤 期末手当 期別 明末手手 別 東京	△3, 455 △2, 526 171 109 △145 △289 △26 862 △29 △491 180 △1, 100		

2-6-1 監査委員費 [単位:千円]

	説	明	
事	業	備	考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 4 共済費 職員共済組合負担金	469 268 163 16 35 97 15 38		

歳 出 3款 民生費 1項 社会福祉費

				補〔	正予算額	の 財源	内 訳	飲	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 地 域 福祉費	579, 755	△17, 634	562, 121				△17, 634	2給 料	△9, 665
								3職 員手当等	△4, 884
								4共 済 費	△3, 085
2 介 護保険費	1, 340, 786	10, 215	1, 351, 001				10, 215	2給 料	4, 436
								3職 員 手 当 等	4, 409
								4共済費	1, 949
								27繰 出 金	△579

3-1-1 地域福祉費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 技養手当 地域手当当 住居手当 通勤門外手当 時間外手当 期別を手当 明定主 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△17, 620 △9, 665 △4, 884 595 △389 △567 560 △221 △433 △2, 268 △1, 905 △260 4 △3, 071	
 【基幹相談事業】 4 共済費 労働保険料 〔(仮称)多世代交流プラザ整備等事業〕 ・(仮称)多世代交流プラザ整備事業 	△14	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ (仮称)多世代交流プラザ整備事業に係る債務負担行為 期間 令和6年度~令和8年度 限度額 1,029,078千円
[人件費等] 2 給料 一般職等 一般職等 一般職等 手理養域等手。 一性因為 一般職等 一般職等 一般 一人	10, 794 4, 436 4, 409 748 72 316 △350 △60 476 2, 215 943 45 4 1, 949	
[介護保険財務事務事業] · 介護保険特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	△579	地域支援事業分 補正後43,660,000円-補正前43,662,000円 事務費分 補正後96,244,000円-補正前96,821,000円

歳 出3款 民生費1項 社会福祉費

福祉費 3職 員 2,432 4共 済 費 1,621 19扶 助 費 143,342 21補 價、補填及び 賠 價 金 14社 会 保障費 3,194,102 △5,139 3,188,963 △5,139 2給 料 △3,244 3職 員 手当等					補〔	正予算額	の財源	内訳	節	ī
事業額 事業額 国県支出金 地方債 その他 一般財源 区分金額 3 除書者福祉費 3,370,937 151,347 3,522,284 107,506 4表別報告 43,841 2総合料 3,570 3職員等 2,432 4共済費 1,621 19扶助費 143,342 21補提及び 施信金 22付補償 ・経費 3,194,102 △5,139 3,188,963 本社会 本人5,139 3,188,963 本日本会 本人5,139 本人3,244 3職員等 本分36 本日本会 本人3,244 3職員等 本分36	B	補正前の	補正	計		特定財源				
3職 員等 2, 432 4共 済費 1, 621 19扶 助 費 143, 342 21補 億 補現及び 賠 債 金		予 算 額	予 算 額			地方債	その他	一般財源	区分	金額
3職 員 2. 432 4共 済費 1. 621 19扶 助 費 143. 342 21補 億 補填及び 賠 債 金	3障害者	3, 370, 937	151, 347	3, 522, 284	107, 506			43, 841	2給 料	3, 570
19扶助費 143,342 21補償、補填及び贈贈債金 3,194,102 △5,139 3,188,963 △5,139 2給 料 △3,244 3職員員 △936 手当等 △936									3職 員手当等	2, 432
4 社 会 保障費 3,194,102 △5,139 3,188,963 △5,139 2絵 料 △3,244 3職 員 手当等									4共 済 費	1, 621
4社会 (保障費 3,194,102									19扶 助 費	143, 342
保障費 3職 員 △936 手 当 等									21補 償、 補填及び 賠 償 金	382
保障費 3職 員 △936 手当等										
保障費 3職 員 △936 手 当 等										
保障費 3職 員 △936 手当等										
保障費 3職 員 △936 手当等										
保障費 3職 員 △936 手 当 等										
	4 社 会 保 時 寿	3, 194, 102	△5, 139	3, 188, 963				△5, 139	2給 料	△3, 244
4共済費 △959	小件 具								3職 員 手当等	△936
									4共 済 費	△959

3-1-3 障害者福祉費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
(人件費等) 2 給料 一手理職等手 一手理職手手手 一手理養」 一手,對別。 一手,對別。 一手,對別。 一手, 一手, 一手, 一手, 一手, 一手, 一手, 一手,	7, 617 3, 570 2, 432 153 25 225 △336 492 574 887 217 195 1, 615	
「障害者手当等支給事業」 ・愛知県心身障害者扶養共済事業 21 補償、補填及び賠償金 損害賠償金 「自立支援給付事業」 ・障害者自立支援給付事業 4 共済費 社会保険料等 19 扶助費 施設入所支援事業費 訓練等紀所給付費	382 143, 348 6 143, 342 26, 129 53, 194 64, 019	〈特定財源〉 国 39,661千円
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当	△5, 063 △3, 244 △936 102 △189 336 2 347	

歳出

3款 民生費 1項 社会福祉費

				補〔	正予算額	の財源	内 訳		節
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金					
計	8, 526, 752	138, 789	8, 665, 541	107, 506			31, 283		

3款 民生費 2項 児童福祉費

				補〔	正予算額	の財源	内 訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 こ ど も 保 育 費	5, 629, 493	△51, 319	5, 578, 174		55, 800	408	△107, 527	2給 料	△60, 628
休月								3職 員 手 当 等	△22, 854
								4共済費	△31, 150
								12委 託 料	2, 277
								14工 事 請負費	59, 829

3-1-4 社会保障費 [単位:千円]

	説	明	1	
事	業	備	考	
期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△739 △1, 290 495 △883			
【保険推進事業】 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△49 △25 △24			
〔後期高齢者医療支援事業〕 ・広域連合支援事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△27 △13 △14			

3-2-1 こども保育費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
【人件費等】 2 給料 一般職給 3 職員手当職等 管理職手当 技域手当 地居手当 住居動手当 時間外 期末手当 動勉手	△101, 276 △60, 628 △22, 854 △900 △734 △3, 736 △580 221 728 △8, 297 △10, 009	

歳 出 **対 足仕券**

3款 民生費 2項 児童福祉費

				補〔	正予算額	[の財源	内 訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
								17備 品 購入費	539
								22償還金、 利子及び 割 引 料	668

3-2-1 こども保育費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金 社会保険料等 労働保険料	460 △7 △17, 794 △17, 736 △17 △41	
〔子ども・子育て支援推進等事業〕・子ども・子育て支援推進事業4 共済費社会保険料等	5	
「病児・病後児保育事業」・病児・病後児保育施設運営事業22 償還金、利子及び割引料子ども・子育て支援国庫交付金返納金	668	令和 5 年度分
[子育て支援施設整備等事業] ・保育園改修(空調設備)事業 12 委託料 工事監理委託料(宮田南) 14 工事請負費 空調設備改修工事費(宮田南)	62, 106 62, 106 2, 277 59, 829	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 地 55,800千円 62,106,000円×90% 繰越明許費 62,106千円
- 児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備 事業	#	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 児童館((仮称) 多世代交流プラザ) 整備事業に係る 債務負担行為 期間 令和6年度~令和8年度 限度額 604,380千円
〔子育て支援施設維持事業〕・保育園維持事業4 共済費社会保険料等労働保険料	△414 △396 △18	
 【保育園保育等事業〕 ・保育園保育事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 17 備品購入費 木製棚 	△12, 290 △10, 005 △10, 544 △9, 067 △1, 477 539	〈特定財源〉 そ 408千円 寄附金

歳出3款民生費2項児童福祉費

				補〔	正予算額	の財源	内訳	節	ī
目	補正前の	補 正	計		特定財源				
_	予 算 額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
2 子育て 支援費	305, 357	8, 488	313, 845			111	8, 377	2給 料	3, 264
又版貝								3職 員 手当等	5, 003
								4共済費	75
								17備 品費	146

3-2-1 こども保育費 [単位:千円]

説			明		
事業			備	考	
• 保育園給食事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△2, 285 △1, 673 △612				
[保育管理等事業] •保育管理事業 4 共済費 労働保険料	Δ10				
[わかくさ 園運営事業] 4 共済費 労働保険料	△28				
「児童・遺児手当等事業」 ・児童扶養手当事業 4 共済費 社会保険料等	△80 △57				
• 児童手当事業 4 共済費 社会保険料等	△23				
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 自動手当 時間外勤務手当 期就手当 明章 別費 4 共済費	9, 636 3, 264 5, 003 595 660 271 △168 107 1, 996 1, 040 262 240 1, 369				
[子育で支援センター維持運営事業] ・第1・第2子育で支援センター維持運営事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 17 備品購入費 マット 連結棚 パネルシアター	△83 △28 △55 146 23 104 19	〈特定財源〉 そ 111千円	寄附金		
[ファミリー・サポート・センター事業] 4 共済費 社会保険料等	△54 △37				

歳出3款民生費2項児童福祉費

				補正予算額の財源内訳				節	ī
目	補正前の	補 正	計	特定財源 計					
	予 算 額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
3 医 療助成費	789, 417	△30	789, 387				△30	4共 済 費	△30
計	6, 738, 792	△42, 861	6, 695, 931		55, 800	519	△99, 180		

3-2-2 子育て支援費 [単位:千円]

	説		明
事	業		備考
労働保険料		△17	
「家庭児童相談事業」 4 共済費		△39	
社会保険料等 対働保険料		△20 △19	
【 要保護児童対策事業 】 4 共済費		△416	
社会保険料等 労働保険料		△404 △12	
 〔こども家庭センター(児童福 業〕	祉)運営事	△53	
・こども家庭センター(児童福 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	祉)運営事業	△36 △17	
〔児童館等運営事業〕 ・児童館指定管理事業			古知野児童館及び藤ケ丘児童館の指定管理料に係る 債務負担行為 期間 令和6年度~令和8年度 限度額 33,356千円
[児童館活動事業] - 児童館活動事業 4 共済費		△649	
社会保険料等 労働保険料		△626 △23	
〔福祉医療費助成事業〕 ・子ども医療費助成事業 4 共済費 社会保険料等		△30	

歳出

3款 民生費 3項 生活保護費

						補	正 予 算 額	内 訳	節		
目	補正前の	補		正	計		特定財源				
	予 算 額	予	算	額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 生 活	2, 240, 130		51, 6	16	2, 291, 746	39, 000			12, 616	4共 済 費	△384
1生活保護費			,			, ,			,	19扶 助 費	
計	2, 240, 130		51, 6	16	2, 291, 746	39, 000			12, 616		

4款 衛生費 1項 保健衛生費

				補]	正予算額	の 財源	内 訳	節		
目	補正前の	補 正	計	特定財源 計						
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1健康づくり費	1, 062, 754	168, 628	1, 231, 382	91, 227			77, 401	2給 料	△5, 806	
フィッ貝								3職 員手当等	△4, 591	
								4共 済 費	△2, 470	
								12委 託 料	90, 258	
								19扶 助 費	91, 237	

3-3-1 生活保護費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
【生活保護事業】 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 19 扶助費 医療扶助費	51, 833 △167 △155 △12 52, 000	〈特定財源〉 国 39,000千円 補正後1,096,634,000円×3/4
【被保護者就労支援事業】 4 共済費 社会保険料等	Δ217	

4-1-1 健康づくり費 [単位:千円]

	説	Ą	月	
事	業	備	考	
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手等 手養手当 地域手等 地域手等 地域手等 強力 住居事等 通問別外 時間外 期末手当 財務手 動物 期末手当 大務費 職員共済組合負担金	△12, 666 △5, 806 △4, 746 △155 △358 112 △248 △806 △1, 573 △1, 718 △2, 114			
「健康推進事業」 ・健康推進事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△49 △27 △22			

歳出

4款 衛生費 1項 保健衛生費

				補〔	正予算額	の財源	内 訳	節	i
目		補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額
2 環 境 保全費	29, 148	Δ10	29, 138				△10	4共 済 費	Δ10
水工員									
計	1, 091, 902	168, 618	1, 260, 520	91, 227			77, 391		

4-1-1 健康づくり費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[予防接種事業] - 予防接種事業 3 職員手当等 勤勉手当 4 共済費 社会保険料等 分働保険料 12 委託料 予防接種委託料 予防接種済者入力委託料 19 扶助費 予防接種健康被害者給付費 予防接種健康被害者見舞金	181, 622 155 \$\triangle 28 \\ 6 \\ 34 \\ 90, 258 \\ 90, 211 \\ 47 \\ 91, 237 \\ 91, 227 \\ 10	〈特定財源〉 国 91, 227千円 補正後136, 308, 000円×10/10—補正前 45, 081, 000円×10/10 予防接種委託料 補正後550, 006, 000円—補正前459, 795, 000円 予防接種秀者入力委託料 補正後892, 000円—補正前845, 000円 予防接種康被害者給付費 補正後136, 308, 000円—補正前45, 081, 000円 予防接種健康被害者見舞金 補正後20, 000円—補正前10, 000円
[狂犬病予防事業] 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 「母子健康管理事業〕	△5 6 △11 △14	
4 共済費 労働保険料 [母子保健事業] •母子保健事業 4 共済費 労働保険料	△16	
[こども家庭センター(母子保健)運営事業] ・こども家庭センター(母子保健)運営事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△194 △24 △26	
・出産・子育で応援交付金事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 (休日急病診療所維持運営事業)	△170 △155 △15 △50	
・休日急病診療所運営事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 「環境監視事業」	△34 △16 △10	
• 簡易専用水道等維持管理事業 4 共済費 社会保険料等		

歳 **4款 衛生費 2項 清掃費**

				補〔	正予算額	の財源	内訳	節	i
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1清掃費	1, 867, 848	△19, 889	1, 847, 959				△19, 889	2給 料	8
								3職 員 手 当 等	△1, 027
								4共済費	△592
								18負担金、交付 付金 () () () () () () () () () (△18, 278
計	1, 867, 848	△19, 889	1, 847, 959				△19, 889		

4-2-1 清掃費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[人件費等] 2 給料 -般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当等 地域事事当 時間外對等 期別を手当 明市計算 財力・ 大務であれる 「分別ごみ収集運搬事業」 4 共済費 ・資源ごみ収集運搬事業 4 共済費 社会保険料 「リサイクルステーション運営事業」 4 共済費 分別である 「リサイクルステーション運営事業」 4 共済費 第 対 の 保険料	△1, 301 8 △1, 027 △298 △17 73 △100 △52 △393 △240 △282 △37 △20 △17 △41	
[ふれあい収集事業] 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△232 △216 △16	
【江南丹羽環境管理組合関係事業】・江南丹羽環境管理組合調整事業18 負担金、補助及び交付金江南丹羽環境管理組合負担金	△16, 347	事業運営費負担金(令和 5 年度精算分) 補正後1, 153, 104, 654円×59. 699% —94, 060, 400円 一補正前1, 154, 383, 654円×59. 671% —179, 400, 000円×52. 202% 事業運営費負担金 補正後1, 234, 977, 146円×59, 490% —175, 400, 000円×52. 281% 一補正前1, 261, 026, 000円×59, 490% —175, 400, 000円×52. 281%
[尾張北部環境組合関係事業] ・新ごみ処理施設建設事業 18 負担金、補助及び交付金 新ごみ処理施設建設費負担金	Δ1, 931	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 新ごみ処理施設建設費負担金 補正後366,096,000円×40.201% 一補正前370,898,000円×40.201%

歳出

4款 衛生費 3項 上水道費

					補〔	正予算額	の財源	内訳	節	ī
目目	補正前の	補	正	計		特定財源				
	予 算 額	予算	額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
					支出金	-				
1 上水道費	1, 136		80	1, 216				80	27繰 出 金	80
計	1, 136		80	1, 216				80		

5款 労働費 1項 労働費

				補〔	正予算額	の 財源	内訳	節	ī
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 労 働 費	124, 358	Δ10	124, 348				Δ10	4共済費	Δ10
計	124, 358	Δ10	124, 348				Δ10		

6款 農林水産業費 1項 農業費

						補正予算額の財源内訳			内訳		節	ī
目	補正前の	補		正	計		特定財源					
	予算額	予	算	額		国 県 支出金	常 地方債 その他		一般財源	区分	分	金額
1農業費	220, 287		Δ2,	517	217, 770				△2, 517	2給	料	△1, 681
										3職 手	員 当 等	△133
										4共	済 費	△703

4-3-1 上水道費 [単位:千円]

	説 	明
事	業	備考
[企業会計管理事業] ·水道事業会計繰出事業 27 繰出金 水道事業会計繰出金	80	補正後1,216,000円—補正前1,136,000円

5-1-1 労働費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[就業相談等運営事業] 4 共済費 社会保険料等	Δ10	

6-1-1 農業費 [単位:千円]

	説	明		
事	業	備	考	
【 人件費等 】 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当	△2, 471 △1, 681 △133 596 240 △51 △671			

歳出

6款 農林水産業費 1項 農業費

			補正予算額の財源の			内 訳		節 	
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
計	220, 287	△2, 517	217, 770				△2, 517		

7款 商工費 1項 商工費

				補	正予算額	[の財源	内 訳	節	i
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額一予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1商工費	360, 660	△2, 973	357, 687	831			△3, 804	2給 料	△894
								3職 員 手 当 等	△2, 036
								4共 済 費	△739
								18負担金、 補助及び 交 付 金	696

6-1-1 農業費 [単位:千円]

	説	明		
事	業	備	考	
時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	18 △90 △442 300 4 △657			
〔農地保全推進事業〕 ・農地転用等審査事業 4 共済費 社会保険料等	△46			

7-1-1 商工費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員管理職手当 技域手当等 住居事手当 住居事手当 住居事手当 時間所有等 時間,對別的 時間,對別的 時間,對別的 時間,對別的 時間,對別的 是理職員特別 的方面。 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」	△3, 669 △894 △2, 036 △596 △54 △93 △336 33 127 △546 △787 220 △4 △739	
[商工業補助事業] 18 負担金、補助及び交付金 江南市商業団体等事業費補助金	696	│ 〈特定財源〉 │ 県 831千円 1,663,000円×1/2 │
		補正後3,953,000円-補正前3,257,000円

歳 **7款 商工費 1項 商工費**

				補〔	補正予算額の財源内訳				ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予 算 額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
2企業	43, 286	463	43, 749				463	2給 料	163
2 企 業 誘 致 推 進 費								3職 員 手当等	290
								4共 済 費	10
計	403, 946	△2, 510	401, 436	831			△3, 341		

8 款 土木費 1 項 土木管理費

				補︰	正予算額	の 財源	内 訳	節	Ī
目	補正前の	補 正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1道路	100, 755	△2, 327	98, 428				△2, 327	2給 料	△1, 210
日垤其								3職 員 手当等	△665
								4共 済 費	△452

7-1-2 企業誘致推進費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 地域手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 動勉手当 4 共済費 職員共済組合負担金	463 163 290 10 140 61 53 26	

8-1-1 道路管理費 [単位:千円]

	説	明	
事	業	備	考
【人件費等】 2 給料 一般職給 3 職員手当職手当 管理職手当 技技域居手,当 住間外事。 時間末動, 動力 明本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	△2, 333 △1, 210 △665 △595 14 △108 166 567 △181 △839 315 △4 △458		
〔企画調整事業〕 ・土木事業企画調整事務 4 共済費 社会保険料等	6		

歳 出 8款 土木費 1項 土木管理費

				補正予算額の財源内訳					節			
目	補正前の	補正	計		特定財源							
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
2 建 築 指 導 費	89, 293	3, 325	92, 618	<u> </u>			3, 325	2給 料	912			
招 等 貝								3職 員手当等	2, 102			
								4共 済 費	311			
計	190, 048	998	191, 046				998					

8款 土木費 2項 道路橋りょう費

				補〔	正予算額	内 訳	節		
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区 分	金額
				支出金		, ,_			
1 道 路 橋りょう費	739, 656	△31, 451	708, 205		△73, 400		41, 949	4共 済 費	△380
りより負								14工 事費	△31, 071
計	739, 656	△31, 451	708, 205		△73, 400		41, 949		

8-1-2 建築指導費 [単位:千円]

	説		明	
事	業		備	考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手 4 共済費 職員共済組合負担金	2, 1 △1 1, 7	02 04 49 15		
〔建築確認審査等事業〕 4 共済費 社会保険料等	Δ	32		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
【道路維持管理事業】 4 共済費 社会保険料等	△38	0
〔道路施設長寿命化事業〕 14 工事請負費 舗装工事費(単市事業)	△31, 07	1 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 道路更新防災等対策事業 〈特定財源〉 地 △73,400千円 補正後 33,900,000円×90% 一補正前115,500,000円×90% 補正後90,651,000円一補正前121,722,000円

歳出8款土木費3項河川費

				補正予算額の財源内訳					節		
目	補正前の	補正	計		特定財源						
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1河川費	245, 672	△5, 044	240, 628				△5, 044	2給 料	△3, 182		
								3職 員 手当等	△803		
								4共済費	△979		
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△80		
計	245, 672	△5, 044	240, 628				△5, 044				

8款 土木費 4項 都市計画費

					補	正 予 算 額	内 訳	節		
目	補正前の 補 正		計		特定財源					
	予算額 予算	予算	予算額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 都 市計画費	190, 533	Δ3,	764	186, 769				△3, 764	2給 料	Δ2, 107
計画質									3職 員 手 当 等	△811
									4共済費	△846

8-3-1 河川費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 地域手当 住居手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△4, 964 △3, 182 △803 △191 294 △61 △72 △316 △457 △979	
「企画調整事業」 ・河川事業企画調整事務 18 負担金、補助及び交付金 下水道事業会計人件費負担金	△80	補正後7, 249, 000円一補正前7, 329, 000円

8-4-1 都市計画費 [単位:千円]

	説	明	
事	業	備	考
【人件費等】 2 給料 一般職等 一般職等 手理職手手理養手等 一人性費等 一般職務 3 職員管理養手等 一人性費等 一人性質等 一种性質等 一种性質 一种性質 一种性質 一种性質 一种性質 一种性質 一种性質 一种性質	△3, 764 △2, 107 △811 △595 505 △132 △24 669 △131 △373 △1, 097 370 △3 △846		

歳出

8款 土木費 4項 都市計画費

					補二	正予算額	の財源	内 訳	節		
目	補正前の	補	正	計	計		特定財源				
	予算額	予 算	額		国県	地方債	その他	一般財源	区	分	金額
					支出金	地力頂	(0) 15				
2 都 市 整 備 費	436, 366	Δ1	43	436, 223				△143	2給	料	740
正佣具									3職 手	員 当 等	△909
									4共	済 費	△26
									12委	託 料	539
									27繰	出金	△487
計	747, 418	△3, 9	907	743, 511				△3, 907			

8款 土木費 6項 下水道費

				補正予算額の財源に			内 訳	節		
目	補正前の	補正	計		特定財源					
	予算額			国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 下水道費	602, 756	△4, 056	598, 700				△4, 056	27繰 出 金	△4, 056	
計	602, 756	△4, 056	598, 700				△4, 056			

8-4-2 都市整備費 [単位:千円]

説		明
事業業		備考
[人件費等] 2 給料 —般職給 3 職 管理職手当 技域手手当 性居手到 性居手到 時間,手手当 時間,手手当 時間,手手当 明勉 明章 4 共済費 職員共済組合負担金	△195 740 △909 153 △282 36 △324 △141 △329 139 △101 △60 △26	
[交通結節点整備事業(布袋駅東地区)] 12 委託料 物件調査委託料	539 △487	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★ 補正後9,658,000円-補正前9,119,000円
[区画整理運営事業] - 江南布袋南部土地区画整理事業特別会計線 出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	Δ467	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後68,892,000円—補正前69,379,000円

8-6-1 下水道費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
(下水道経営事業) · 下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	△4, 056	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後598, 700, 000円—補正前602, 756, 000円

歳 **9款 消防費 1項 消防費**

				補二	正予算額	の財源	内訳	節	ī
目	補正前の	補 正	計		特定財源				
ı	予算額	予算額	H1	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 消 防 総務費	330, 554	22, 403	352, 957			41, 483	△19, 080	2給 料	△98
小心力具								3職 員 手当等	△331
								4共済費	△667
								8旅 費	178
								11役 務 費	190
								14工 事 請負費	212
								17備 品 購入費	22, 861
								26公 課 費	58
2 消 防 予 防 費	68, 215	341	68, 556				341	2給料	258
								3職 員 手当等	278

説		明
事業		備考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職 一般職等 当共養等当当生養等。 一人,	△1, 096 △98 △331 △346 △26 336 33 △11 140 10 77 △379 △160 △5 △667 816 498 318	〈特定財源〉 そ 747千円 寄附金
8 旅費 検査旅費 11 役務費 自動車損害保険料 自動車リサイクル手数料 新車登録手数料 14 工事請負費 救急自動車艤装工事費 17 備品購入費 小型ポンプ付積載車 救急自動車 救急自動車 を設定している。 が登場を表する。 が登場を表する。 18 では、 19 では、 1	178 190 60 20 110 △604 22, 861 23, 736 △875 58	補正後58,000円-補正前38,000円
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等	341 258 278	
管理職手当	152	

歳 **9款 消防費 1項 消防費**

			補正予算額の財源内訳				内 訳	節	ī
目	補正前の	補 正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
								4共 済 費	△195
3 消防署費	770, 087	6, 941	777, 028			10, 394	△3, 453	2給 料	△2, 541
								3職 員 手当等	59
								4共済費	△1, 924
								17備 品 購入費	11, 347
計	1, 168, 856	29, 685	1, 198, 541			51, 877	△22, 192		

9-1-2 消防予防費 [単位:千円]

説			明	
事業			備	考
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	84 29 △336 51 29 114 △85 240 △195			
【人件費等】 2 給料 一般職等 管理等手当 管理賽手当 技域手当当 住通勤勤勤勤 特問動手手当 特問動手手 時間的手手 動力 動力 大樓 大樓 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人	△4, 406 △2, 541 59 1, 190 286 △64 898 226 293 607 △73 △504 △3, 465 665 △1, 924			
【教助事業】 - 教助出動事業 17 備品購入費 空気ボンベ充填用移動式コンプレッサーユニット	8, 49 5	〈特定財源〉 そ 7,782千円	寄附金	
【警防事業】 ・警防出動事業 17 備品購入費 熱画像直視装置 車両火災用ブランケット	2, 852 2, 082 770	〈特定財源〉 そ 2,612千円	寄附金	

歳 出 10款 教育費 1項 教育総務費

				補〔	補正予算額の財源内訳			節		
目	補正前の	補 正	計		特定財源					
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 教 育 支援費	236, 021	2, 618	238, 639				2, 618	2給料	1, 381	
								3職 員 手 当 等	897	
								4共 済 費	340	
2 教 育 環境費	37, 001	△530	36, 471				△530	4共 済 費	△530	

10-1-1 教育支援費 [単位:千円]

説			明	
事業		(i	## #	考
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	2, 841 1, 381 897 △78 134 125 17 187 348 168 △4 563			
〔 養護教諭配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△28			
[特別支援学級等支援職員配置事業] 4 共済費 労働保険料	△92			
[英語指導助手(ALT)配置事業] 4 共済費 労働保険料	△35			
【 図書館司書配置事業 】 4 共済費 労働保険料	△23			
[スクール・サポート・スタッフ配置事業] 4 共済費 労働保険料	△20			
[就学指導事業] 4 共済費 社会保険料等	△25			
[心の教室相談員配置事業] 4 共済費 労働保険料	Δ20			
【適応指導教室事業】 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△510 △465 △45			

10款 教育費 1項 教育総務費

				補	正予算額	の 財源	内 訳	節	ī
目	補正前の	補	E 計		特定財源				
	予算額	予算	頁	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
3 放課後 児童費	180, 713	1, 80	1 182, 514				1, 801	3職 員 手 当 等	2, 633
								4共済費	△832
計	453, 735	3, 88	9 457, 624				3, 889		

10款 教育費 2項 小学校費

				補〔	正予算額	. の財源	内 訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 小学校費	606, 335	2, 522	608, 857	X11	1		2, 522	4共済費	△118
								14工 事	2, 640
計	606, 335	2, 522	608, 857				2, 522		

10-1-3 放課後児童費 [単位:千円]

	説		明
事	業		備考
「放課後子ども総合プラン事業 童健全育成)」 ・放課後子ども総合プラン事業 健全育成) 3 職員手当等 期末手当 勤勉手3 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	(放課後児童	2, 633 1, 551 1, 082 △832 △786 △46	

10-2-1 小学校費 [単位:千円]

		Ą	月	
事業		備	5	考
〔学校補助教員配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△46			
〔学校管理運営事業〕 ・給食配膳員配置事業 4 共済費 労働保険料	△72 △23			
• 学校校務員配置事業 4 共済費 労働保険料	△49			
〔学校施設整備等事業〕・学校施設改修事業14 工事請負費防火シャッター改修工事費	2, 640	藤里小学校		

10款 教育費 3項 中学校費

				補	正予算額	の 財源	内 訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 中学校費	373, 805	△51	373, 754				△51	4共 済 費	△51
計	373, 805	△51	373, 754				△51		

1 O款 教育費 4項 社会教育費

				補〔	正予算額	の財源	内訳	節	ī
目	補正前の	補 正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 生 涯 学習費	440, 539	△4, 207	436, 332			635	△4, 842	2給 料	△1, 417
子 日 其								3職 員 手 当 等	△2, 530
								4共 済 費	△973
								10需 用 費	713

10-3-1 中学校費 [単位:千円]

	説	明		
事	業	備	考	
〔学校補助教員配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△15			
〔学校管理運営事業〕 • 給食配膳員配置事業 4 共済費 労働保険料	△36 △10			
• 学校校務員配置事業 4 共済費 労働保険料	△26			

10-4-1 生涯学習費 [単位:千円]

	説	明	
事	業	備	考
「人件費等」 2 給料 一般等等 一般等等 一般等等 一般等等 一般等等 一般等等 ののでは、 ののでは	△4, 826 △1, 417 △2, 530 748 △468 △468 △297 △172 △580 △606 △686 △405 4 △879		

1 O款 教育費 4 項 社会教育費

				補	正予算額	の財源	内訳	節		
目	補正前の	補正	計		特定財源					
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 文 化 交 流 費	161, 023	10, 204	171, 227				10, 204	4共済費	△48	
又加其								11役 務 費	10, 087	
								18負担金、 補助及び 交 付 金	165	
計	601, 562	5, 997	607, 559			635	5, 362			

1 0 款 教育費 5 項 保健体育費

				補〔	正予算額	の 財源	内 訳	筤	ī
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額	н	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 スポーツ 推進費	203, 260	△310	202, 950				△310	2給 料	△622
推進負								3職 員手当等	668

10-4-1 生涯学習費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[公民館維持運営事業] - 公民館維持事業 10 需用費 修繕料 施設	686 713	〈特定財源〉 そ 635千円 建物総合損害共済災害共済金 補正後983,000円-補正前270,000円
• 公民館運営事業 4 共済費 労働保険料	△27	
[公民館事業] •公民館講座事業 4 共済費 社会保険料等	△57 △21	
労働保険料	△36	
[歴史民俗資料館維持運営事業] · 常設展示事業 4 共済費	△48	
社会保険料等 労働保険料	△35 △13	
[文化財保護事業] ・文化財保護事業 11 役務費 樹木剪定手数料 18 負担金、補助及び交付金	10, 252 10, 087 165	樹木剪定手数料 補正後13, 508, 000円ー補正前3, 421, 000円
文化財保存事業費補助金		

10-5-1 スポーツ推進費 [単位:千円]

	説		F	明	
事	業		備		考
(人件費等) 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当		1 △622 668 △153			

1 0款 教育費 5項 保健体育費

				補	正予算額	の財源	内 訳	節	i
目		補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
								4共 済 費	△356
2 学 校 給 食 費	788, 881	△5, 123	783, 758			20	△5, 143		△2, 249
								3職 員 手当等	△2, 001
								4共 済 費	△873

10-5-1 スポーツ推進費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	946 11 △672 △27 444 4 △310 425 △45	
[スポーツ振興事業] 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△29 1 △30	
[スポーツ推進委員事業] 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△40 △28 △12	
【スポーツプラザ維持運営事業】スポーツセンター・武道館維持運営事業4 共済費社会保険料等労働保険料	△242 ∴ △218 △24	トレーニング室等管理委託料に係る債務負担行為 期間 令和6年度~令和9年度 限度額 80,850千円
[人件費等] 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 明末手当 財勉手当 見費 生済費 職員共済組合負担金 労働保険料	△5, 351 △2, 249 △2, 001 △198 △147 △51 7 △527 △965 △120 △1, 101 △1, 089 △12	
[給食調理事業] • 給食調理事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	255 255 193 62	
- 調理業務委託事業		北部学校給食センター調理委託料に係る債務負担行為 期間 令和6年度~令和7年度 限度額 27,180千円

10款 教育費 5項 保健体育費

				補︰	正予算額	の財源	内訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
計	992, 141	△5, 433	986, 708			20	△5, 453		

10-5-2 学校給食費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
〔給食用物資購入事業〕 ・給食用物資調達事業		(財源更正) 〈特定財源〉 そ 20千円 学校給食用コンテナ転倒事故和解金
[給食企画事業] •給食企画事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△27 △14 △13	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

					給与費		
X	分	職員数(人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	その他の 手当
	長等	3		30,048	12,346		24
					3.4月分		
	議員	20	109,404		43,625		
補正後					3.3月分		
1111,111.	その他の	474	23,027				
	特別職						
	計	497	132,431	30,048	55,971		24
	長等	3		30,048	12,346		24
					3.4月分		
	議員	20	109,404		43,625		
補正前					3.3月分		
7冊 北- 日リ	その他の	474	23,027				
	特別職						
	計	497	132,431	30,048	55,971		24
	長等						
	議員						
比較							
70 70	その他の						
	特別職						
	計						

[単位:千円]

			[十匹:111]
給与費 計	共済費	合計	備考
42,418	7,148	49,566	通勤手当 24
153,029	31,904	184,933	
23,027		23,027	
218,474	39,052	257,526	
42,418	7,254	49,672	通勤手当 24
153,029	31,904	184,933	
23,027		23,027	
218,474	39,158	257,632	
	△ 106	△ 106	
	△ 106	△ 106	

2 一般職

(1)総括

		給与費				
区分	職員数(人)	報酬	給料	職員手当等		
補正後	(1,535) 640	1.208.700	2,191,318	1,929,389		
補正前	(1,535) 652	1.208.700	2,293,858	1,915,670		
比 較	△ 12		△ 102,540	13,719		

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	103,392	58,063	141,183
	補正前	100,403	59,599	147,193
職員手当等	比 較	2,989	△ 1,536	△ 6,010
の内訳	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,256	639,762	517,878
	補正前	7,319	650,940	544,980
	比 較	△ 63	△ 11,178	△ 27,102

ア 会計年度任用職員以外の職員

			給与費			
区分	職員数(人)	報酬	給料	職員手当等		
補正後	(20) 640		2,191,318	1,707,130		
補正前	(20) 652		2,293,858	1,696,199		
比 較	△ 12		△ 102,540	10,931		

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	103,392	58,063	141,183
	補正前	100,403	59,599	147,193
職員手当等	比 較	2,989	△ 1,536	△ 6,010
の内訳	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,256	519,221	416,160
	補正前	7,319	531,950	444,499
	比 較	△ 63	△ 12,729	△ 28,339

[単位:千円]

			F 1 1 2 2 . 1 1 3 3
給与費			
計	共済費	合計	備考
5,329,407	865,770	6,195,177	
5,418,228	931,757	6,349,985	
△ 88,821	△ 65,987	△ 154,808	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,779	26,477	4,409	136,570
31,149	26,429	4,127	128,678
△ 1,370	48	282	7,892
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
224,338	39,915	367	
176,738	37,740	375	
47,600	2,175	△ 8	

[単位:千円]

給与費				
計	共済費	合計	備考	
3,898,448	746,581	4,645,029		
3,990,057	781,259	4,771,316		
△ 91,609	△ 34,678	△ 126,287		

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,779	26,477	4,409	136,570
31,149	26,429	4,127	128,678
△ 1,370	48	282	7,892
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
224,338	39,915	367	
176,738	37,740	375	
47,600	2,175	△ 8	

イ 会計年度任用職員

		給与費				
区分	職員数(人)	報酬	給料	手当		
補正後	(1,515)	1,208,700		222,259		
補正前	(1,515)	1,208,700		219,471		
比 較				2,788		

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	期末手当	勤勉手当
職員手当等	補正後	120,541	101,718
の内訳	補正前	118,990	100,481
	比 較	1,551	1,237

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事品	自別内訳	説明
給料	△ 102,540	異動等に伴う増減分	△ 102,540	
職員手当等	13,719	異動等に伴う増減分	13,719	

[単位:千円]

給与費			
計	共済費	合計	備考
1,430,959	119,189	1,550,148	
1,428,171	150,498	1,578,669	
2,788	△ 31,309	△ 28,521	

[単位:千円]

		備考			
管理職手当	2,989	特殊勤務手当	282	退職手当	47,600
扶養手当	\triangle 1,536	時間外勤務手当	7,892	児童手当	2,175
地域手当	△ 6,010	夜勤手当	\triangle 63	管理職員特別勤務手当	△ 8
住居手当	\triangle 1,370	期末手当	△ 11,178		
通勤手当	48	勤勉手当	\triangle 27,102		

令和6年議案第83号

令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補 正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 487 千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 101,436 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
	_			千円	千円	千円
3 繰	入	金		69, 379	△487	68, 892
			1一般会計繰入金	69, 379	△487	68, 892
	歳	入	合 計	101, 923	△487	101, 436

	款				項			補正前の額	補	正	額	計
1 総	務							千円 24, 404			千円 △487	千円 23, 917
			1 総	務	管	理	費	24, 404			△487	23, 917
	歳	出	合	計				101, 923			△487	101, 436

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

	į	款		補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
3 繰		入 金		千円 69,379	千円 △487	千円 68,892
歳	入	合	計	101, 923	△487	101, 436

(歳 出)

	款		補正前の予算額	補正予算額	≣†
1 総	総 務 費		千円 24, 404	千円 △487	千円 23, 917
歳	出合	計	101, 923	△487	101, 436

	補 正	予	算	額	の	財	源	内	尺 尺			
特	定		財			源						
国 県 支 出 金	地	方	債		د	7	Ø	他	_	般	財	源
千円			千	円				千円 △487				千円
								△487	7			

2 歳 入

3款 繰入金

		科目	補	正前	の	補		正	言十
款	項	目	予	算	額	予	算	額	ĀI
3	繰入	金			69, 379			△487	68, 892
	1	一般会計繰入金			69, 379			△487	68, 892
		1 一般会計繰入金			69, 379			△487	68, 892
		計			101, 923			△487	101, 436

3 歳 出

1 款 総務費 1 項 総務管理費

				補 :	正予算額	i の 財 源	内 訳	節	i
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 総 務 管 理 費	24, 404	△487	23, 917			△487		2給 料	△107
官理負								3職 員 手 当 等	△225
								4共済費	△155
計	24, 404	△487	23, 917			△487			

[単位:千円]

	節			説明		
区	分	金	額	DL	93	
1 —	般 会 計入 金		△487	一般会計繰入金		
	-					

1-1-1 総務管理費 [単位:千円]

	備考
△487 △107 △225 16 △5 △196 △123 66 △118 135 △155	 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 そ △487千円 一般会計繰入金 補正後22,738,000円一補正前23,225,000円
	△5 △196 △123 66 △118 135

給与費明細書

1 特別職

12	.分		職員数(人)		
	.'TI	₩貝数(八)	報酬	計	共済費
補正後	その他の 特別職	14	137	137	
補正前	その他の 特別職	14	137	137	
比較	その他の 特別職				

2 一般職

(1)総括

(1) 12011			給与費	
区分	職員数(人)	給料	職員手当等	計
補正後	3	11,057	7,905	18,962
補正前	3	11,164	8,130	19,294
比 較		△ 107	△ 225	△ 332

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	596	454	727
	補正前	596	438	732
職員手当等	比較		16	△ 5
の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	2,734	2,115	520
	補正前	2,668	2,233	385
	比較	66	△ 118	135

(2) 職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事E	由別内訳	説明
職員手当等	△ 225	異動等に伴う増減分	△ 225	

[単位:千円]

L 1 1-	<u> </u>	1 7 7
合計		
		137
		137

[単位:千円]

		[中位,17]
共済費	合計	備考
3,776	22,738	
3,931	23,225	
△ 155	△ 487	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
308	101	346
504	101	469
△ 196		△ 123
管理職員特別勤務手当		
4		
4		

[単位:千円]

		備	持
扶養手当	16	期末手当	66
地域手当	\triangle 5	勤勉手当	△ 118
住居手当	△ 196	児童手当	135
時間外勤務手当	△ 123		

令和6年議案第84号

令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和6年度江南市の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 588千円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 9,144,152千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

	款			項			補正前の額	補	正額	計	
2国	庫支出	金		千円 千円 1,971,846 △4		千円 1, 971, 842					
			2 国	庫補	助	金	474, 374		△4	474, 370	
4 県	支 出	金					1, 217, 679		Δ2	1, 217, 677	
			3 県	補	助	金	62, 527		△2	62, 525	
6 繰	入	金					1, 479, 174		△582	1, 478, 592	
			1 — 般	会 討	一繰入	、金	1, 253, 396		△579	1, 252, 817	
			2 基	金額	人	金	225, 778		△3	225, 775	
	歳	入	合	計			9, 144, 740		△588	9, 144, 152	

	款		項	補正前の額	補正額	計
1 総	務	費		千円 104, 977	千円 △577	千円 104, 400
			1総務管理費	33, 862	△414	33, 448
			2介護認定審査会費	71, 115	△163	70, 952
4 地 域	支援事	業 費		519, 949	△11	519, 938
			3 包括的支援事業・任意 事 業 費	135, 371	Δ11	135, 360
	歳	出	合 計	9, 144, 740	△588	9, 144, 152

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

	款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
2 国	庫 支 出 金	千円 1, 971, 846	千円 △4	千円 1,971,842
4 県	支 出 金	1, 217, 679	Δ2	1, 217, 677
6 繰	入 金	1, 479, 174	△582	1, 478, 592
歳	入 合 計	9, 144, 740	△588	9, 144, 152

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	āl	
1 総 務 費	千円 104, 977	千円 △577	千円 104, 400	
4地域支援事業費	519, 949	Δ11	519, 938	
歳出合計	9, 144, 740	△588	9, 144, 152	

				補	正	予	算	額	の	財	源	内	訳				
		特			定		財		源		源						
国県	· 支	出	金		地	方	債		Ą	÷	Ø	他		_	般	財	源
			千円				Ξ	千円				∓ ∆5	·円 577				千円
			△6									4	∆5				
			Δ6									Δ5	582				

2 歳 入

2款 国庫支出金 4款 県支出金 6款 繰入金

		科 目	補正	前	Ø	補	Ħ		正	÷Τ
款	項	目	予	Ī	額	予	5	算	額	計
2	国庫	支出金		1,	971, 846				△4	1, 971, 842
	2	国庫補助金			474, 374				△4	474, 370
		3 地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費交付金			52, 117				Δ4	52, 113
4	県支	出金		1,	217, 679				Δ2	1, 217, 677
	3	県補助金			62, 527				Δ2	62, 525
		2 地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費交付金			26, 058				Δ2	26, 056
6	繰入	金		1,	479, 174				△582	1, 478, 592
	1	一般会計繰入金		1,	253, 396				△579	1, 252, 817
		3 地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費繰入金			26, 058				Δ2	26, 056
		5 その他一般会計繰 入金			96, 821				△577	96, 244
	2	基金繰入金			225, 778				Δ3	225, 775
		1 基金繰入金			225, 778				Δ3	225, 775
	•	計		9,	144, 740				△588	9, 144, 152

[単位:千円]

		節			説	明
区	2	分	金	額	DL	93
1 現	年 度	分		△4	[介護保険課] 現年度分包括的支援事業・任意事業費交付金	
1現	年 度	分		Δ2	[介護保険課] 現年度分包括的支援事業・任意事業費交付金	
1 現	年 度	分			[介護保険課] 現年度分包括的支援事業・任意事業費繰入金	
1事	務 入	費金			[介護保険課] 事務費繰入金	
1基繰	入	金 金		Δ3	[介護保険課] 江南市介護保険事業基金繰入金	

3 歳 出

1款 総務費 1項 総務管理費

				補〔	正予算額	[の財源	内 訳	節		
補正前の 目 予 算 額	補正前の	補正	正計	特定財源 計						
	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 総 務	33, 862	△414	33, 448			△414		4共済費	△414	
計	33, 862	△414	33, 448			△414				

1款 総務費 2項 介護認定審査会費

	補正前の			補〔	正予算額	内訳	節		
目		補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 介定会 養	71, 115	△163	70, 952			△163		4共 済 費	△163
計	71, 115	△163	70, 952			△163			

1-1-1 総務管理費 [単位:千円]

	説		明
事	業		備考
「介護サービス給付管理事業・介護サービス支給決定事業 ・介護サービス支給決定事業 4 共済費 社会保険料等)	Δ12	〈特定財源〉 そ △12千円 一般会計繰入金 補正後4,531,000円ー補正前4,543,000円
〔介護保険事業者指定及び指 4 共済費 社会保険料等	導事業〕	△402	〈特定財源〉 そ △402千円 一般会計繰入金 補正後3,768,000円-補正前4,170,000円

1-2-1 介護認定審査会費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[介護認定事業] - 認定調査等事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 - 介護認定審査事業 4 共済費 社会保険料等	△163 △67 △49 △18 △96	補正後19, 227, 000円 — 補正前19, 294, 000円 〈特定財源〉
労働保険料	Δ16	補正後51,725,000円—補正前51,821,000円

歳出

4款 地域支援事業費 3項 包括的支援事業・任意事業費

				補〔	正予算額	[の財源	内訳	節				
目	補正前の	補正	計		特定財源							
	予 算 額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
1 包支業意費 お事任業	38, 197	△11	38, 186	△6		△5		4共 済 費	Δ11			
計	135, 371	Δ11	135, 360	△6		△5						

4-3-1 包括的支援事業・任意事業費 [単位:千円]

	説	明
事	業	備考
[地域支援事業] - 任意事業 4 共済費 労働保険料	Δ11	〈特定財源〉 国 △4千円 補正後17, 343, 000円×0. 385 一補正前17, 354, 000円×0. 385 県 △2千円 補正後17, 343, 000円×0. 1925 一補正前17, 354, 000円×0. 1925 そ △2千円 一般会計繰入金 補正後17, 343, 000円×0. 1925 ー補正前17, 354, 000円×0. 1925 ・補正前17, 354, 000円×0. 1925 を △3千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後375, 000円−補正前378, 000円

給与費明細書

[単位:千円]

給与費 区 分 職員数(人) 共済費 合計 報酬 計 その他の 補正後 36 15,261 15,261 15,261 特別職 その他の 補正前 36 15,261 15,261 15,261 特別職

2 一般職 [単位:千円]

			給与費				
区分	職員数(人)	報酬職員手当等計		共済費	合計		
補正後	(30)	28,984	5,545	34,529	3,292	37,821	
補正前	(30)	28,984	5,545	34,529	3,880	38,409	
比較					△ 588	△ 588	

⁽⁾内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

その他の

特別職

1 特別職

比 較

令和6年度江南市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

- 第1条 令和6年度江南市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出の補正)
- 第2条 令和6年度江南市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的 収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	1,650,800 千円	413 千円	1,651,213 千円
第2項 営業外収益	142,834 千円	413 千円	143,247 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,397,715 千円	3,848 千円	1,401,563 千円
第1項 営業費用	1,376,430 千円	3,848 千円	1,380,278 千円
(資本的収入及び支出の補正)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,494千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,305千円」に、「過年度分損益勘定留保資金516,679千円」を「過年度分損益勘定留保資金516,490千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収	入			
第1款 資	本的収入	335,508 千円	8 千円	335,516 千円
第5項	補 助 金	55,475 千円	8 千円	55,483 千円
支	出			
第1款 資	本的支出	1,028,002 千円	△ 181 千円	1,027,821 千円
第1項	建設改良費	918,902 千円	△ 181 千円	918,721 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

職員給与費 109,244 千円 △ 82 千円 109,162 千円

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,650,800	413	1,651,213
双 鱼	2 営業外収益		142,834	413	143,247
		2 他 会 計 補 助 金	768	72	840
		4 消費税及び地方消費税 環 付 金	1,450	341	1,791

支 出

款	Į	Į	目			補正前の額	補	正	額	計				
1 水道事業費 用										1,397,715		ļ	3,848	1,401,563
· 其 · ///	1 営業	集費 用								1,376,430		ļ	3,848	1,380,278
			1原	水	及	び	浄	水	費	587,884			256	588,140
			2 配	水	及	び	給	水	費	124,395		,	△ 66	124,329
			4 業			務			費	114,137			3,902	118,039
			5 総			係			費	52,382		Δ	244	52,138

資本的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

	款	ζ	項				目			補正前の額	補	正	額	計				
1 資	登 ス	本	的											335,508			8	335,516
42	X		^	5 補	助	4	ыy							55,475			8	55,483
							2	他	会	計	補	助	金	368			8	376

支 出

	款項		目			補正前の額	補	正額	計	
1 資 支	本	的出					1,028,002		Δ 181	1,027,821
		Щ	1 建設改良費				918,902		Δ 181	918,721
				1事	務	費	108,786		Δ 181	108,605

令和6年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

-	型でかけました。 トット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[単位:千円]
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	104 001
	当年度純利益	184, 891
	減価償却費	454, 204
	固定資産除却費	14, 300
	引当金の増減額(△は減少)	\triangle 3, 072
	長期前受金戻入額	△ 132, 845
	受取利息及び受取配当金	\triangle 7
	支払利息	19, 963
	固定資産売却損益	20
	未収金の増減額(△は増加)	22, 354
	たな卸資産の増減額(△は増加)	\triangle 2, 946
	未払金の増減額(△は減少)	1,623
	小計	558, 485
	利息及び配当金の受取額	7
	利息の支払額	△ 19,963
	業務活動によるキャッシュ・フロー	538, 529
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 754, 661
	有形固定資産の売却による収入	11
	分担金及び負担金による収入	107, 475
	補助金等による収入	56, 155
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 591,020
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
J	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150, 000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 107, 100
	財務活動によるキャッシュ・フロー	42, 900
		12, 300
	資金増加額(又は減少額)	\triangle 9, 591
	資金期首残高	1, 175, 130
	資金期末残高	1, 165, 539
	<i>로 파/</i> 가/P/시티	1, 100, 000

給 与 費 明 細 書

1 特別職 (その他の特別職)

		給与費		
区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
補正後	10	171		
補正前	10	171		
比 較				

2 一般職

(1)総括

			給与費		
	区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
	損益勘定支弁職員	(5) 10	4,062	36,964	26,044
補正後	資本勘定支弁職員	4		13,913	9,887
	合計	(5) 14	4,062	50,877	35,931
1.5	損益勘定支弁職員	(5) 10	4,062	37,000	26,132
補正前	資本勘定支弁職員	4		13,812	10,055
	合計	(5) 14	4,062	50,812	36,187
	損益勘定支弁職員			△ 36	△ 88
比較	資本勘定支弁職員			101	△ 168
	合計			65	△ 256

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,717	2,508	3,368
	補正前	2,121	2,244	3,312
エルの中部	比 較	596	264	56
手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,368	7,386	1,445
	補正前	9,172	7,752	1,340
	比 較	196	△ 366	105

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
171		171	
171		171	

	1		[+-
給与費	法定福利費	合計	備考
67,070	13,272	80,342	
23,800	4,849	28,649	
90,870	18,121	108,991	
67,194	13,049	80,243	
23,867	4,963	28,830	
91,061	18,012	109,073	
△ 124	223	99	
△ 67	△ 114	△ 181	
△ 191	109	△ 82	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
700	603	2,703
700	627	3,877
	△ 24	△ 1,174
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
17	5,116	
13	5,029	
4	87	

ア 会計年度任用職員以外の職員

			給与費		
	区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
	損益勘定支弁職員	(1) 10		36,964	25,202
補正後	資本勘定支弁職員	4		13,913	9,887
	合計	(1) 14		50,877	35,089
1.6	損益勘定支弁職員	(1) 10		37,000	25,290
補正前	資本勘定支弁職員	4		13,812	10,055
	合計	(1) 14		50,812	35,345
	損益勘定支弁職員			△ 36	△ 88
比較	資本勘定支弁職員			101	△ 168
	合計			65	△ 256

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,717	2,508	3,368
	補正前	2,121	2,244	3,312
エルの中部	比 較	596	264	56
手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	8,921	6,991	1,445
	補正前	8,725	7,357	1,340
	比 較	196	△ 366	105

給与費			「十二、一十二
計	法定福利費	合計	備考
62,166	12,601	74,767	
23,800	4,849	28,649	
85,966	17,450	103,416	
62,290	12,335	74,625	
23,867	4,963	28,830	
86,157	17,298	103,455	
△ 124	266	142	
△ 67	△ 114	△ 181	
△ 191	152	△ 39	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
700	603	2,703
700	627	3,877
	△ 24	△ 1,174
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
17	5,116	
13	5,029	
4	87	

イ 会計年度任用職員

	云叶下及江川城县			給与費	
	区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
	損益勘定支弁職員	(4)	4,062		842
補正後	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	4,062		842
	損益勘定支弁職員	(4)	4,062		842
補正前	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	4,062		842
	損益勘定支弁職員				
比較	資本勘定支弁職員				
	合計				

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別	川内訳	説明
給料	65	異動等に伴う増減分	65	
手 当	△ 256	異動等に伴う増減分	△ 256	

[単位:千円]

給与費 計	法定福利費	合計	備考
4,904	671	5,575	
4,904	671	5,575	
4,904	714	5,618	
4,904	714	5,618	
	△ 43	△ 43	
	△ 43	△ 43	

		備考		
管理職手当	596	期末手当	196	
扶養手当	264	勤勉手当	\triangle 366	
地域手当	56	児童手当	105	
通勤手当	\triangle 24	管理職員特別勤務手当	4	
時間外勤務手当	\triangle 1,174	賞与引当金繰入額	87	

令和6年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

				[単位:千円]
	資 産	の部		
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		240, 387		
口 建物	358, 856			
減価償却累計額	\triangle 200, 572	158, 284		
ハ 構築物	22, 019, 477			
減価償却累計額	△ 11, 058, 951	10, 960, 526		
ニ 機械及び装置	2, 181, 424			
減価償却累計額	\triangle 1, 575, 618	605, 806		
ホ 車両運搬具	13, 982			
減価償却累計額	△ 10,929	3, 053		
へ 工具器具及び備品	10, 294			
減価償却累計額	△ 9,650	644		
ト 建設仮勘定		107, 687		
有形固定資産合計			12, 076, 387	
(2)無形固定資産				
電話加入権		1, 392		
無形固定資産合計			1, 392	
固定資産合計				12, 077, 779
2 流動資産				
(1) 現金預金			1, 165, 539	
(2) 未収金		268, 241		
貸倒引当金		△ 500	267, 741	
(3) 貯蔵品			819	
流動資産合計				1, 434, 099
資産合計				13, 511, 878

負 債 の 部

		貝	俱	0)	口口		
3	固定負債						
	企業債						
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債			1, 583, 5	575		
	企業債合計					1, 583, 575	
	固定負債合計				_		1, 583, 575
1							1, 000, 010
4							
	(1) 企業債 建設改良費等の財源に			104.0	.0.5		
	充てるための企業債			104, 3	95	104.005	
	企業債合計					104, 395	
	(2) 未払金					269, 326	
	(3) 引当金						
	賞与引当金			8, 5	518		
	引当金合計					8, 518	
	(4) 預り金					2, 400	
	(5) その他流動負債					2,000	
	流動負債合計				_		386, 639
5	繰 延 収 益						
	長期前受金					6, 678, 835	
	長期前受金収益化累計額					△ 3, 193, 821	
	繰延収益合計				_		3, 485, 014
	負債合計						5, 455, 228
		資	本	Ø	部		
6	資本金						
	イ 固有資本金			19, 9	946		
	口 出資金			1, 182, 2			
	ハ 組入資本金			5, 652, 8			
	資本金合計		-	, c			6, 855, 052
7	剰 余 金						0, 000, 002
•	(1) 資本剰余金						
	イ負担金			196, 7	711		
	ロ 受贈財産評価額			50, 7			
	ハ分担金			110, 7			
	資本剰余金合計			110, 7		358, 286	
						330, 200	
	(2) 利益剰余金			049 9	110		
	当年度未処分利益剰余金			843, 3	014	049 910	
	利益剰余金合計				_	843, 312	1 001 500
	剰余金合計 ※七〇記						1, 201, 598
	資本合計						8, 056, 650
	負債資本合計						13, 511, 878

注記

- I 重要な会計方針
 - 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法(ただし、取替資産については取替法による。)

・ 主な耐用年数

建物 24~50年

構築物 10~40年

機械及び装置 6~20年

車両運搬具 4~5年

工具器具及び備品 5~15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

- 3 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,399千円については、資産の取得価額に加えることにより 計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用 処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

Ⅱ リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた 会計処理によっている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相 当額

1年内 1,132,560円

1年超 2,170,740円

計 3,303,300円

Ⅲ その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和6年度において、期末手当、勤勉手当として22,451千円を支給、及びこれに係る 法定福利費として4,323千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁 職員分として6,867千円、資本勘定支弁職員分として2,317千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和6年度において、債権の不納欠損による損失を500千円計上する見込みである ため、貸倒引当金500千円を取り崩すこととする。

令和6年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書 収益的収入及び支出

収 入

1款 水道事業収益

科目		┃ 補正前の額┃補 正 乳		額	計	節													
款	項	目	開止前の領	TH 正 (银			7111年(1917)		無止。 		たったり		TH 11. 64		П	区	分	金	額
1 水	道事業	収益	1, 650, 800			413	1, 651, 213												
	2 営	業外収益	142, 834			413	143, 247												
		2 他会計補助金	768			72	840	1 他 会 計	補助金		72								
		4 消費税及び地方 消費税還付金	1, 450			341	1, 791		及び地方 党 還 付 金		341								

支 出

1款 水道事業費用

	科	目	# T # O #	++ e=	=1	節	
款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	区分	金額
1 水	道事業	費用	1, 397, 715	3, 848	1, 401, 563		
	1 営	業費用	1, 376, 430	3, 848	1, 380, 278		
		1 原水及び浄水費	587, 884	256	588, 140	2 手 当	136
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	7
						5法定福利費	113
		2 配水及び給水費	124, 395	△ 66	124, 329	1 給 料	△ 27
						2 手 当	△ 54
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	1
						5法定福利費	14

[単位:千円]

	説	明
一般会計補助金		
消費税及び地方消費税還付金		

1-1-1 原水及び浄水費 [単位:千円]

		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕	256		
2 手当	136		
扶養手当	39		
地域手当	2		
時間外勤務手当	△ 30		
期末手当	9		
勤勉手当	△ 4		
児童手当	120		
3 賞与引当金繰入額	7		
賞与引当金繰入額	5		
法定福利費引当金繰入額	2		
5 法定福利費	113		
職員共済組合負担金			
〔人件費等〕	△ 49		
1 給料	△ 27		
2 手当	△ 54		
扶養手当	78		
地域手当	3		
通勤手当	27		
時間外勤務手当	△ 47		
期末手当	10		
勤勉手当	△ 125		

支 出 1 款 水道事業費用

	科	目		# II 第	=1		節	
款	項	目	補正前の額	伸 止 	計	区	分	金額
		4 業務費	114, 137	3, 902	118, 039	1 給	料	178
						2 手	当	△ 137
						3 賞 与 5	引 当 金	45
						5 法 定 神	福 利 費	34
			F0 000				託 料	3, 782
		5 総係費	52, 382	△ 244	52, 138		料	△ 187
						2 手	当	△ 120
							入 額	51
						5 法 定 ネ		45
						32 負 拮	担 金	△ 33

説		明	
事業		備	考
3 賞与引当金繰入額	1		
賞与引当金繰入額			
5 法定福利費	31		
職員共済組合負担金	38		
社会保険料等	Δ 1		
労働保険料	Δ 6		
 [配水管等維持管理事業]	△ 17		
- 給配水管等維持管理事業			
5 法定福利費	△ 17		
社会保険料等	△ 9		
労働保険料	<u> </u>		
ノJ 時 (本)	Δ 0		
〔人件費等〕	120		
1 給料	178		
2 手当	△ 137		
管理職手当	596		
地域手当	47		
時間外勤務手当	△ 854		
期末手当	61		
勤勉手当	9		
管理職員特別勤務手当	4		
3 賞与引当金繰入額	45		
賞与引当金繰入額	38		
法定福利費引当金繰入額	7		
5 法定福利費	34		
職員共済組合負担金	33		
地方公務員災害補償基金負担金	1		
 [水道料金賦課等事業]	3, 782		
・水道料金等取扱業務委託事業	-, -		
17 委託料			
上下水道料金システム改修委託料		料金改定に伴うシステム改修	
[人件費等]	△ 228		
1 給料	△ 187		
2 手当	△ 120		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	218		
地域手当	210		
はダナコ 通勤手当	△ 51		
世 時間外勤務手当	△ 148		
	78		
勤勉手当	△ 204		
児童手当	△ 15		

支 出 1 款 水道事業費用

	科	目	補正前の額	雄 正 頞	計		節		
款	項	目	開止削り領	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	П	区	分	金	額

1-1-5 総係費 [単位:千円]

説			明	
事業		備	考	
3 賞与引当金繰入額	51			
賞与引当金繰入額	43			
法定福利費引当金繰入額	8			
5 法定福利費	61			
職員共済組合負担金	61			
地方公務員災害補償基金負担金	10			
社会保険料等	△ 5			
労働保険料	△ 5			
32 負担金	△ 33			
水道部長人件費負担金				
〔企業会計管理事業〕	△ 16			
• 企業会計経理事務				
5 法定福利費	△ 16			
社会保険料等	△ 10			
労働保険料	Δ 6			

資本的収入及び支出

収 入

1款 資本的収入

	科	目	補正前の額	補正額	計		節		
款	項	目	開止前の領	TH	П	区	分	金	額
1 資	本的収	入	335, 508	8	335, 516				
	5 補	助金	55, 475	8	55, 483				
		2 他会計補助金	368	8	376	1 他 会 計	補助金		8

支 出

1款 資本的支出

	科	目	補正前の額	補正額	計		節	
款	項	目	開 正 削 の 領	無 正 領	āl	区	分	金額
1 資	本的支	出	1, 028, 002	△ 181	1, 027, 821			
	1 建	設改良費	918, 902	△ 181	918, 721			
		1 事務費	108, 786	△ 181	108, 605	1 給	料	101
						2 手	当	△ 168
						5法定福	利費	△ 114

[単位:千円]

	説	明
一般会計補助金		

1-1-1 事務費 [単位:千円]

	説	明	
事	業	備	考
[人件費等]	△ 181		
1 給料	101		
2 手当	△ 168		
扶養手当	△ 71		
地域手当	2		
時間外勤務手当	△ 95		
期末手当	38		
勤勉手当	△ 42		
5 法定福利費	△ 114		
職員共済組合負担金			

- 174	-		
-------	---	--	--

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

- 第1条 令和6年度江南市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (業務の予定量の補正)
- 第2条 令和6年度江南市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務 の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計) (4) 主要な建設改良事業 1,237,843 千円 63,371 千円 1,301,214 千円 (収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,054,986 千円	3,046 千円	1,058,032 千円
第1項 営 業 収 益	479,069 千円	△ 80 千円	478,989 千円
第2項 営業外収益	575,916 千円	3,126 千円	579,042 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,213,216 千円	△ 1,026 千円	1,212,190 千円
第1項 営 業 費 用	1,076,813 千円	△ 1,026 千円	1,075,787 千円
(資本的収入及び支出の補正)			

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,336千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額168,196千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,755千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,758千円」に、「当年度分損益勘定留保資金94,907千円」を「当年度分損益勘定留保資金91,764千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入			
第1款 資	資本的収入		2,246,777 千円	112,930 千円	2,359,707 千円
第1項 含	企 業	債	1,590,800 千円	73,300 千円	1,664,100 千円
第3項	負 担	金	37,881 千円	30 千円	37,911 千円
第5項	補 助	金	324,700 千円	39,600 千円	364,300 千円
	支	出			
第1款 資	資本的支出		2,418,113 千円	109,790 千円	2,527,903 千円
第1項	建設改	良 費	1,719,770 千円	109,790 千円	1,829,560 千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

〔単位:千円〕

	補	- -	E	前	補	-	E	後
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
公共下水道 事業(汚水)	805, 200	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	日間年た財よをはし借と の間に の は の は の は の は の は の は る は る は る は る は	878, 500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	1, 590, 800				1, 664, 100			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

職員給与費 93,009千円 △10,182千円 82,827千円

(他会計からの補助金の補正)

(企業債の補正)

第7条 予算第10条中「15,554千円」を「13,926千円」に改める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項			目				補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事業収益								1,054,986	3,046	1,058,032
学 未收益	1 営業収益							479,069	△ 80	478,989
		2 他	会	計	負	担	金	43,163	△ 80	43,083
	2 営業外収益							575,916	3,126	579,042
		1 他	会	計	負	担	金	228,014	△ 2,458	225,556
		2 他	会	計	補	助	金	15,554	△ 1,628	13,926
		₅ 消費	貴税.	及び 作	地方	消費	 競税 金	91,459	7,212	98,671

支 出

款		項	į			目			補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事業費用									1,213,216	Δ 1,026	1,212,190
尹 未其用	1 宮	常業	費月	Ħ					1,076,813	Δ 1,026	1,075,787
				4 総		係		費	92,203	△ 987	91,216
				5 排	水	設	備	費	14,703	△ 39	14,664
				6 減	価	償	却	費	577,934		577,934

資本的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

	款	次項						目					補正前の額	補	正	額	計
1 資収	本	的入											2,246,777		1	12,930	2,359,707
4.8		人	1	企	業	債							1,590,800			73,300	1,664,100
							1 企		当	ŧ		債	1,590,800			73,300	1,664,100
			3	負	担	金							37,881			30	37,911
							1 他	会	計	負	担	金	34,296			30	34,326
			5	補	助	金							324,700			39,600	364,300
							1 国	庫	衤	甫	助	金	324,700			39,600	364,300

支 出

	į	款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
1	資支	本	E 切			2,418,113	109,790	2,527,903
	又		出	1 建設改良費		1,719,770	109,790	1,829,560
					1 汚 水 管 きょ整 備 費	1,151,976	109,790	1,261,766

令和6年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	[単位:千円]
1		A 050 074
	当年度純利益(△は純損失)	△ 253, 874
	減価償却費	577, 934
	引当金の増減額(△は減少)	101
	長期前受金戻入額	\triangle 226, 981
	支払利息	135, 353
	未収金の増減額(△は増加)	\triangle 43, 662
	未払金の増減額(△は減少)	<u>△</u> 42, 117
	小計	146, 754
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u> </u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	11, 401
0	机次げ利にトフト、ファーマー	
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	A 1 050 555
	有形固定資産の取得による支出	\triangle 1, 676, 555
	無形固定資産の取得による支出	\triangle 73, 881
	補助金等による収入	364, 198
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1, 386, 238
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,664,100
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 697, 343
	他会計からの出資による収入	292, 102
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1, 258, 859
	資金増加額(又は減少額)	△ 115, 978
	資金期首残高	1, 132, 511
	資金期末残高	1,016,533

-	1	81	-
---	---	----	---

給与費明細書

1 特別職 (その他の特別職)

		給与費		
区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
補正後	10	114		
補正前	10	114		
比 較				

2 一般職

(1)総括

	(C) [C]			給与費	
	区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
	損益勘定支弁職員	(4) 5	6,315	19,416	14,987
補正後	資本勘定支弁職員	5		16,650	11,538
	合計	(4) 10	6,315	36,066	26,525
	損益勘定支弁職員	(4) 5	6,315	19,516	15,566
補正前	資本勘定支弁職員	6		21,267	14,352
	合計	(4) 11	6,315	40,783	29,918
	損益勘定支弁職員			△ 100	△ 579
比較	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 4,617	△ 2,814
	合計	△ 1		△ 4,717	△ 3,393

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
手当の内訳	補正後	2,272	1,026	2,363
	補正前	1,677	1,327	2,628
	比 較	595	△ 301	△ 265
子ヨッハリが	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,969	6,481	730
	補正前	9,132	7,696	940
	比 較	△ 1,163	△ 1,215	△ 210

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
114		114	
114		114	

[単位:千円]

			[十元・111]
給与費計	法定福利費	合計	備考
40,718	7,959	48,677	
28,188	5,848	34,036	
68,906	13,807	82,713	
41,397	8,285	49,682	
35,619	7,594	43,213	
77,016	15,879	92,895	
△ 679	△ 326	△ 1,005	
△ 7,431	△ 1,746	△ 9,177	
△ 8,110	△ 2,072	△ 10,182	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
826	276	1,660
975	307	2,362
△ 149	△ 31	△ 702
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	2,910	
9	2,865	
3	45	

ア 会計年度任用職員以外の職員

		給与費			
	区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
1.45	損益勘定支弁職員	5		19,416	13,304
補正後	資本勘定支弁職員	5		16,650	11,538
	合計	10		36,066	24,842
1.6	損益勘定支弁職員	5		19,516	13,883
補正前	資本勘定支弁職員	6		21,267	14,352
	合計	11		40,783	28,235
	損益勘定支弁職員			△ 100	△ 579
比較	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 4, 617	△ 2,814
	合計	△ 1		△ 4,717	△ 3,393

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
TV OH⇒	補正後	2,272	1,026	2,363
	補正前	1,677	1,327	2,628
	比 較	595	△ 301	△ 265
手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,058	5,709	730
	補正前	8,221	6,924	940
	比 較	△ 1,163	△ 1,215	△ 210

			[
給与費 計	法定福利費	合計	備考
32,720	6,606	39,326	
28,188	5,848	34,036	
60,908	12,454	73,362	
33,399	6,874	40,273	
35,619	7,594	43,213	
69,018	14,468	83,486	
△ 679	△ 268	△ 947	
△ 7,431	△ 1,746	△ 9,177	
△ 8,110	△ 2,014	△ 10,124	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
826	276	1,660
975	307	2,362
△ 149	△ 31	△ 702
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	2,910	
9	2,865	
3	45	

イ 会計年度任用職員

	五叶子及压川城县			給与費	
	区分	職員数(人)	報酬	給料	手当
	損益勘定支弁職員	(4)	6,315		1,683
補正後	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	6,315		1,683
	損益勘定支弁職員	(4)	6,315		1,683
補正前	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	6,315		1,683
	損益勘定支弁職員				
比較	資本勘定支弁職員				
	合計				

⁽⁾内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給 料	△ 4,717	異動等に伴う増減分	△ 4,717	
手 当	△ 3,393	異動等に伴う増減分	△ 3,393	

[単位:千円]

給与費 計	法定福利費	合計	備考
7,998	1,353	9,351	
7,998	1,353	9,351	
7,998	1,411	9,409	
7,998	1,411	9,409	
	△ 58	△ 58	
	△ 58	△ 58	

[単位:千円]

		備考			1 7]
管理職手当	595	時間外勤務手当	△ 702	賞与引当金繰入額	45
扶養手当	△ 301	期末手当	△ 1,163		
地域手当	\triangle 265	勤勉手当	△ 1,215		
住居手当	\triangle 149	児童手当	\triangle 210		
通勤手当	△ 31	管理職員特別勤務手当	3		

令和6年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

[単位:千円] 資 産 \mathcal{O} 部 1 固定資産 (1) 有形固定資産 イ 構築物 19, 699, 995 減価償却累計額 △ 2, 462, 647 17, 237, 348 ロ 機械及び装置 273, 790 減価償却累計額 220, 337 △ 53, 453 ハ 車両運搬具 1,036 減価償却累計額 52 △ 984 ニ 工具器具及び備品 311 減価償却累計額 \triangle 295 16 ホ 建設仮勘定 2, 957, 771 有形固定資産合計 20, 415, 524 (2)無形固定資産 施設利用権 1, 701, 562 無形固定資産合計 1,701,562 (3) 投資その他資産 出資金 563 投資その他資産合計 563 固定資産合計 22, 117, 649 2 流動資産 (1) 現金預金 1,016,533 (2) 未収金 178, 172 貸倒引当金 \triangle 400 177, 772 流動資産合計 1, 194, 305

資産合計

23, 311, 954

負 債 の 部

			~ .		. ,		
3	固 定 負 債 企業債 ^{建設改良費等の財源に}			11 619 0	119		
	充てるための企業債 へ光 生 へきし			11, 612, 8	-15	11 (10 010	
	企業債合計				_	11, 612, 813	11 610 610
	固定負債合計						11, 612, 813
4	流動負債						
	(1) 企業債						
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債			712, 7	05		
	企業債合計					712, 705	
	(2) 未払金					803, 407	
	(3) 引当金						
	賞与引当金			6, 2	89		
	引当金合計					6, 289	
	(4) その他流動負債					411	
	流動負債合計				_		1, 522, 812
5	繰 延 収 益						
	長期前受金					8, 733, 462	
	長期前受金収益化累計額					△ 1, 141, 150	
	繰延収益合計				_		7, 592, 312
	負債合計						20, 727, 937
	XXIII	資	本	D	部		20, 121, 001
6	資本金	只	74	• >	ЧН		
O				0 156 4	E.C.		
	イ固有資本金			2, 156, 4			
	口繰入資本金			829, 9	98		
	資本金合計						2, 986, 454
7	剰 余 金						
	(1) 利益剰余金(△は欠損金)						
	当年度未処分利益剰余金			\triangle 402, 4	:37		
	利益剰余金合計				_	△ 402, 437	
	剰余金合計						△ 402, 437
	資本合計						2, 584, 017
	負債資本合計						23, 311, 954

注記

- I 重要な会計方針
 - 1 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

構築物 30~50年

機械及び装置 10~20年

車両運搬具 4~5年

工具器具及び備品 4~15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

施設利用権 45年

- 2 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,809千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上 している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

Ⅱ 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して 1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額 は6,286,014千円である。

Ⅲ セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントの ため、記載を省略している。

IV その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和6年度において、期末手当、勤勉手当として17,276千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,230千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,377千円、資本勘定支弁職員分として3,596千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和6年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書 収益的収入及び支出

収 入

1款 下水道事業収益

	科	目	補正前の額	額(補正額)計		節	
款	項	目	神上 削りの 領	1件 正	āΙ	区 分	金額
1 下水	く道事業	収益	1,054,986	3,046	1,058,032		
	1 営業	4収益	479,069	Δ 80	478,989		
		2 他会計負担金	43,163	△ 80	43,083	1 他会計負担金	△ 80
	2 営業	外収益	575,916	3,126	579,042		
		1 他会計負担金	228,014	Δ 2,458	225,556	1 他会計負担金	Δ 2,458
		2 他会計補助金	15,554	Δ 1,628	13,926	1 他会計補助金	Δ 1,628
		5 消費税及び 地方消費税	91,459	7,212	98,671	1 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	7,212
		還付金				還 付 金	

	説	明
一般会計人件費負担金		
一般会計負担金		
一般会計補助金		
消費税及び地方消費税還付金		

支出 1款 下水道事業費用

	科	目	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	I-b —					
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金	額
1 下水;	道事業	費用	1,213,216	Δ 1,026	1,212,190				
1	1 営業	費用	1,076,813	Δ 1,026	1,075,787				
		4 総係費	92,203	△ 987	91,216	1 給	料		Δ 100
						2 手	当		△ 624
						3 賞 与	· 引 当 金 入 額		55
							福利費		△ 297
						32 負	担金		△ 21
		5 排水設備費	14,703	△ 39	14,664	5 法 定	福利費		△ 39
		- 1/1 (1) LEANING SEC	11,730	_ 30	1 1,004		. ш 11 ж		_ 55

		1-1-4 総係費 L単位:千円
	説	明
事業		備考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		以下、政策的重要
		以下、政策的事業
	△ 947	
1 給料	△ 100	│ │〈特定財源〉
2 手当	△ 624	│ そ △80千円 一般会計人件費負担金
管理職手当	776	補正後7,248,000円一補正前7,328,000円
扶養手当	△ 328	~ ← △2,419千円 一般会計負担金
地域手当	21	補正後8,319,000円一補正前10,738,000円
住居手当	△ 350	
通勤手当	△ 31	
時間外勤務手当	△ 242	
期末手当	△ 72	
勤勉手当	△ 162	
児童手当	△ 240	
管理職員特別勤務手当	4	
3 賞与引当金繰入額	55	
賞与引当金繰入額	45	
法定福利費引当金繰入額	10	
5 法定福利費	△ 278	
職員共済組合負担金		
〔下水道経営事業〕	△ 40	
· 企業会計経理事務		 水道部長人件費負担金
5 法定福利費	△ 19	
社会保険料等	Δ 6	
労働保険料	Δ 13	
32 負担金	△ 21	
水道部長人件費負担金		
[排水設備関連事業]	△ 39	
5 法定福利費	△ 39	
社会保険料等	_ 33 △ 26	
労働保険料		

支 出1款 下水道事業費用

	科	目	補正前の額	補正前の額 補 正 額		安百	計	節				
款	項	目	神正別の領	т	ш			[2	<u>×</u>	分	金	額
		6 減価償却費	577,934				577,934					

1-1-6 減価償却費 [単位:千円]

	説	明		
事	業		備	考
[下水道経営事業]				
·企業会計経理事務		(財源更正)		
		〈特定財源〉		
		そ △1,628千円	一般会計補助金	
		補正後13,926,00	0円一補正前15,55	54,000円

資本的収入及び支出 収入 1款 資本的収入

	科	目	補正前の額	補正額	計		節		
款	項	目	神正 前の領	佣 止 餓	āl	区	分	金	額
1 資本	的収入		2,246,777	112,930	2,359,707				
	1 企業	債	1,590,800	73,300	1,664,100				
		1 企業債	1,590,800	73,300	1,664,100	1 建設改 為の 1			73,300
	3 負担	金	37,881	30	37,911				
		1 他会計負担金	34,296	30	34,326	1 他 会			30
	5 補助	金	324,700	39,600	364,300				
		1 国庫補助金	324,700	39,600	364,300	1 汚 水 f 整備費			39,600

[単位:千円]

	説	明
公共下水道事業債(汚水)		
一般会計負担金(汚水)		
社会資本整備総合交付金(下水道事業)		

支出 1款 資本的支出

	科	目		16			節	
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金額
1 資本	的支出		2,418,113	109,790	2,527,903			
1 建設改良費		1,719,770	109,790	1,829,560				
		1 汚水管きょ整備費	1,151,976	109,790	1,261,766	1 給	 料	△ 4,617
						2 手	当	△ 2,814
						5 法 定	福 利 費	△ 1,746
						24 工事	請負費	118,967

説		明
事業		備考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		以下、政策的事業
[人件費等]	△ 9,177	(44
1 給料	△ 4,617	
2 手当	△ 2,814	
管理職手当	△ 181	補正後233,000円-補正前203,000円
扶養手当	27	
地域手当	△ 286	
住居手当	201	
時間外勤務手当	△ 460	
期末手当	△ 1,091	
勤勉手当	△ 1,053	
児童手当	30	
管理職員特別勤務手当	Δ1	
5 法定福利費	△ 1,746	
職員共済組合負担金		
了你上,去=0. ***	440.007	
[管きよ布設事業]	118,967	/#+ c> 04.75.\
24 工事請負費	118,967	
枝線管きょ布設工事費(社会資本整	63,371	
備総合交付金事業)		補正後531,100,000円×1/2一補正前451,900,000円×1/2
舗装復旧工事費(社会資本整備総合	55,596	
交付金事業)		[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)]
		補正後(531,100,000円-265,550,000円)×90%
		一補正前(451,900,000円 - 225,950,000円)×90%
		[単市事業]
		補正後(1,124,242,000円-531,100,000円)×95%
		一補正前(1,005,275,000円-451,900,000円)×95%
		壮伯 <u></u>
		枝線管きょ布設工事費
		補正後212,011,000円-補正前148,640,000円
		舗装復旧工事費
		補正後141,316,000円-補正前85,720,000円

令和6年報告第12号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権 限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第 2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

令和6年専決第6号

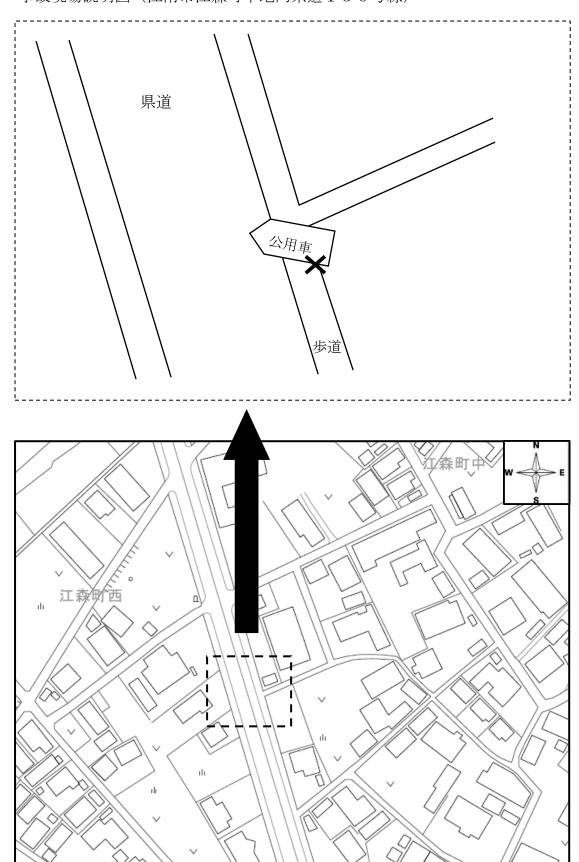
専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する 事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年10月1日

- 1 事故発生日時 令和6年6月13日(木)
 - 午後5時ごろ
- 2 事故発生場所 江南市江森町中地内 県道156号線
- 3 市 側 消防署 職員
- 4 相 手 方 愛知県一宮建設事務所
- 5 事 故 の 概 要 救助事案に出動した救助工作車が、現場到着時に車両を後退させ、県道から店舗駐車場に乗り入れたところ、左後輪が県道歩道部分の側溝を通過した際に側溝蓋が割れたもの。
- 6 双方の損害額 江南市 金 0円
 - 相手方 金 58,960円
- 7 過 失 割 合 江南市 100%
 - 相手方 0%
- 8 損害賠償額 修繕費 金 58,960円

(参考) 事故現場説明図(江南市江森町中地内県道156号線)



令和6年報告第13号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権 限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第 2項の規定により報告する。

令和6年11月28日

令和6年専決第3号

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する 事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年9月24日

江南市長 澤田 和延

1 事故発生日時 令和6年8月18日(日)

未明

- 2 事故発生場所 江南市山王町新田55番地 市営山王住宅
- 3 市 側 建築課
- 4 相 手 方 市内在住 女性
- 5 事故の概要 市営山王住宅において、宅内給水管の老朽化により漏水が生 じ、相手方の家財が汚損したもの。
- 6 双方の損害額 江南市 金 195,360円

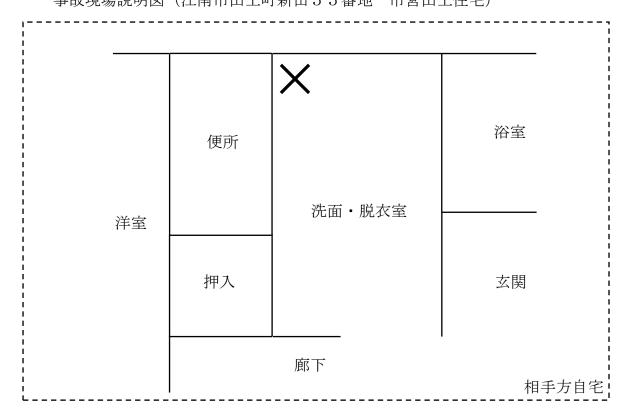
相手方 金 36,368円

7 過 失 割 合 江南市 100%

相手方 0%

8 損害賠償額 家財 金 36,368円

(参考) 事故現場説明図(江南市山王町新田55番地 市営山王住宅)



令和6年報告第14号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権 限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第 2項の規定により報告する。

令和6年11月28日

令和6年専決第7号

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する 事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年10月31日

江南市長 澤田 和延

- 1 原因発生日 令和3年8月から令和5年6月まで
- 2 市 側 ふくし支援課
- 3 相 手 方 市内在住 男性
- 4 概 要 愛知県心身障害者扶養共済制度において、市が掛金免除申請 の案内を怠り、相手方は掛金の免除の一部を受けられず損害 を被ったため、本来免除されるべき掛金との差額及びその遅 延損害金を支払うこととしたもの。
- 5 双方の損害額 江南市 金 0円

相手方 金 381,795円

- 6 過 失 割 合江南市100%相手方0%
- 7 損害賠償額 示談金 金 381,795円 ただし、遅延損害金24,720円を含む。

令和6年報告第15号

和解についての専決処分について

市において、委託業者の不都合により損害が生じたので、その費用負担の和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

令和6年専決第4号

専決処分書

委託業者の不都合により損害が生じたので、その費用負担の和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年9月30日

- 1 当 事 者 江南市 教育部 学校給食課 相手方 江南市小杁町林 2 5 8 番地 富士運輸株式会社 代表取締役 大塚 芳伸
- 2 事件の概要 令和6年9月5日の午前11時30分頃、令和6年4月1日 付けで契約を締結した「学校給食配送回収業務委託」の履行 中、受託者である富士運輸株式会社が給食の入ったコンテナ を西部中学校に降ろす際に、コンテナを倒してしまい、調理 した給食の一部を提供することができなくなった。
- 3 和解の内容 (1) 相手方は、市に対して、和解金として金20,400 円を支払う。
 - (2) 双方は、和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを確認する。

(参 考)

和解金の内訳

給食費

272食 単価75円 20,400円